

平成28年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月8日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美
町民課長 青井義和 建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸
観光課長 今井一行 会計管理者 市川正彦 教育次長 荻原邦久
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後4時51分

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日、3月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラから取材撮影を許可してあります。

ここで、青井町民課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。青井町民課長。

町民課長（青井義和君） おはようございます。昨日の一般質問、村田議員さんのご質問の中で、町内の薬局数について、薬局数を2というふうにお答えをいたしましたけれども、処方箋取り扱いの調剤薬局数3件の誤りでございました。お詫びして訂正を申し上げます。

議長（土屋春江君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（土屋春江君） 日程第1 一般質問を行います。

最初に、11番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 索道事業の施策についてです。

質問席から願います。

〈11番 田中 三江君 登壇〉

11番（田中三江君） おはようございます。11番、田中三江です。

通告に従い、索道事業の施策はを質問いたします。

今年の冬は、当初、暖冬の影響でスキー場は雪不足のため、どこのスキー場も苦勞をしているとニュースが流れておりました。当町も2つの町営スキー場があります。近年、こうした暖冬の影響や若者のスキー離れが進み、当町の索道事業も厳しい状況が続いておりますので、通告した2点についてお伺いいたします。

まず、索道事業の次年度、28年度の予算組みの方針と今後の経営計画と見通しについてお伺いいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。ただいまの田中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

索道事業、平成28年度の予算組みの方針についてというご質問にお答えをさせていただきますが、索道事業特別会計予算の収益的収支につきましては、必要とされる費

用について、議会の皆さんにご審議をいただくため、歳出をベースとしての予算としております。また、資本的収支におきましては、安全運行のためのリフト整備費のほかに、今シーズンは先ほど議員も言われたように、非常に今までなかったような暖冬の中、雪不足という形になっております。その今シーズンの雪不足の経験も踏まえ、しらかば2 in 1 スキー場への移動式スノーマシンの増設、また、白樺高原国際スキー場におけるスノーモービルの更新、観光センター施設の改修を計画しております。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 今回の予算組みの方針をお伺いして、今、また大きなものが入っているということのご説明をいただきました。昨年度決算でも事業収益が予算額に対して決算額は1億3,590万円マイナスとなっており、収入率は70.5%でした。今年度は、もう少し増えるかなという形かと思えます。今年度、先ほども申し上げましたが、当初の雪不足の影響などで収益も下がるのではと誰もが予想をしております。ですが、今回の予算でも4億2,000万円計上されておりますが、そのあたり、もう一度詳しいご説明は願えますでしょうか。お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 詳しいご説明というのは、これは後開かれる予算特別委員会のほうでご審議をされることだというふうには私は考えております。なお、非常に今シーズン、どこもなく暖冬の影響で、自然の雪を頼りとしている長野県のスキー場では非常に苦しい経営をされてるということは、各町村長の皆さんとお話をするたびに、そういうふうな話題には上っております。ただ、当スキー場においては、標高も非常に高い位置にある。そして、人工降雪機の設備も整っているという中で、オープンは非常に遅れてしまいましたけれども、私もスキー場に足を向け、ご利用されてる観光客の皆さんとお話した中で、非常にこの雪不足という中で、一生懸命やられているという高評価もいただいております。それを踏まえた中で、今回予算に上げさせていただいている2 in 1 スキー場の降雪機の増設ということですが、非常に国際の場合はオープンが若干の遅れで済んだものの、2 in 1 スキー場においては、非常に遅れている。そういうふうな中で、近隣のスノーボードができるスキー場に観光客の皆さんが流れてしまったという経験を踏まえて、来年度は、これから来年は雪が降るだろうということ予測するのではなく、この厳しい自然環境を逆手にとって、毎年こういう天候になってくるだろうという、そういうふうなものに対応できる、そのスキー場を目指して、今回、2 in 1 スキー場で購入を予定しておりますスノーマシンについては、非常に程度のよい中古品が手配をできる見込みになっておりますので、中古価格で計上させていただきながら、その雪不足にも対応でき、オープンの日にちを遅らせることなく、利用者の皆さんに、観光客の皆さんに楽しんでいただけるスキー場を目指すために計上をさせていただきました。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 経営方針を伺いましたが、スキー場の運営、今後も大変厳しい状況が続くものと思われます。町民皆さんももう少し詳しく知っていただく必要があると思います。この今年度の予算を作成するに当たり、以前の収支を知らなければなりません。毎年決算が行われますが、これは、監査委員さんの決算審査意見書が付されておりますが、この中に、経営成績の一覧があります。その中の純収益と総費用と当年度損失を22年度から26年度までの平均、それと累積欠損を出してみました。

収益が5年間の平均で1年約3億600万円、費用が5年間平均で1年約4億3,100万円、そして欠損金が5年平均1年約1億2,500万円、つまり毎年営業をするたびに、約1億2,500万円の営業赤字を出しているわけです。しかも、累積赤字は約6億300万円に上がっております。こうした赤字経営を改善しようと、昨年3月まで、理事者、職員、そして議会でも長い間議論をしてきました。町民の皆さんの中からも、将来を心配して、赤字がそんなにあるなら、今のうちにやめてはどうかとか、また、指定管理はどうか、税金で赤字の穴埋めは絶対にしないで、何とか改善はできないかなどと、さまざまな意見が聞かれました。議会では、この状況は見過ごしができないと多くの議員が一般質問を行い、提案を繰り返し、理事者に意見を述べ、早期の対応を求めてきましたが、今に至ってしまいました。このように多くの皆さん、質問をしております。

行政も期間をかけて、蓼科地区や観光協会の皆さんと講演会や懇談会などを行い、さまざまな検討や意見集約を重ねた結果、立科町索道事業検討委員会が立ち上がり、議員も委嘱されたメンバー16名についても質問をし、長野大学の先生や議会議長、地元議員、地元企業者、里地区の代表など、16名の委員が選出され、検討されてきたことなどの報告を受けております。

その後、さらに踏み込んで、立科町索道事業スキー場等あり方検討会議が設立され、町営施設として、民間を活用した指定管理制度による運営が適切であるかとの諮問について、大学教授などが1年をかけて検討された答申が、経営豊かな技術者を要する民間セクターの持つノウハウを活用する指定管理制度が適切であると。また、索道事業は現在進行型のビジネスであるため、時間の経過とともに損失が重なっていくことは致命、早急に方針を定め、計画的に的確の手を打つことがのぞましいとの答申があり、その内容は広報、昨年1月号に掲載されておりますので、町民皆さんもごらんいただいております。

26年の11月21日に民間活力を活用し、観光センターも含めた複合営業で早期に通年営業を目指すことが望ましいとの答申を受け、昨年3月議会に索道事業一般会計から公費投入されることのないよう、公設民営の方針で、指定管理条例が提案され、賛否両論がありましたが、議論の末、早急にということで可決されました。立科町は議会の議決をもって、今までの索道のあり方を大きく変えた瞬間です。

町長にお伺いたします。まだ1年ということで、回答が出ないかもしれませんが、しかし、町民と検討しているというのであれば、昨日もいろいろお話ありましたが、町民との検討という町長のお言葉がとてもあります。この3月1日現在の人数は7,486人、この皆さんが町民です。いつまでも皆さんの声をお聞きになるということは、各地区に出前講座でも行って、お話を伺って検討をするのでしょうか。または、皆さんにアンケートなどで全町民に意見を問うのでしょうか。方法をお聞かせください。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、田中議員が言われたように私もその広報たてしな1月号、2015年に出た1月号の答申、またこれで検討された答申を、全文を読ませていただきながら、今後のスキー場のあり方ということを考えさせてはいただいております。また、議会の皆さんが議論をなされ、指定管理制度にできるというようなことも認めていただいた、そのことは非常に私も評価をさせていただいております。

ただいま、田中議員からもお読みになりましたとおり、私も町営スキー場としての保守管理、並びに運行状況、業務に関しては、経験豊かな技術者を要する民間セクターの持つノウハウを活用する指定管理者制度が適切でありますということも承知はしております。しかし、その後に書かれている索道施設の存続は町の観光事業にとって極めて重要な課題であり、その経營業務に関しては、指定管理制度では不十分であり、別紙のように、通年の複合型事業への取り組みが必要であることを提言をいたしますということも書かれております。私は、指定管理をするということに対して反対をしているわけでも、またやらないほうがいいということではないというふうには思っております。しかし、この答申の中にも書かれているように、これからの索道事業というのは、索道事業だけを考えてはいけません。また、この中にも書いてありますとおり、非常に索道事業だけで指定管理制度を図っても、財政的な改善は期待できないというふうにも書かれてはおります。そのために有効的な対策には、指定管理をして索道だけを指定管理にすることは、有効な対策ではなりがたいと、以下のような通念の複合ビジネスへの取り組みが必要だというふうにも書かれております。

私はそういうことの中で、オールシーズン、この間も、何回も議員の皆さんからのご質問いただいておりますとおり、お答えをさせていただいておりますとおり、四季を通じた、やはりオールシーズンの観光地を目指す中で、その中に索道事業を取り入れながら経営改善を図り、多くの皆さんに来ていただき、経営をしていくということが私は最善ではないのかなというふうには考えております。その中で、就任まだ11カ月ですけれども、スピード感を持ってやるべきではないか。僕もそのとおりだと思います。この就任の4年間の間にある程度の結果を出しながら、皆さんとも議論を重ねて、進めていければというふうには考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 確かに、複合ということで載ってはおります。ですので、私も、複合施設ということ絡めて申し上げているつもりではあります。

町長にお伺いいたしますけど、今後の経営計画についてですが、昨年の12月議会で町長招集挨拶でありました。白樺高原観光創生協議会を創設し、地域の皆さんと協議を始めていると発表されましたが、この協議会、以前行われていた立科町索道事業スキー場等あり方検討会議とはちょっと違うかと思えます。その立科町索道事業検討委員会と同等としますとここに議長は入っていないということでしたので、里の皆さんもこの中に参加をされているのでしょうか。ちょっとメンバーはお聞きしておりません。多方面の皆さんのご意見を集約されていると思いますが、この協議会の立ち位置を教えてください。この経営に関して、どのくらいの重要性のある会議かということをお教えいただきたいと思えます。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

先ほども田中議員が言われたように、地区の皆さんとやはり膝を交えて話をすることは、したほうがいいのではないかと、そのとおり、今、各地区でも出前講座というような形の中で、地区の皆さんとお話をさせていただきながら、どういうふうな要望があるのか、どういうふうに皆さんがお考えなのかということを知るという形の中で、今言われたように、創生協議会というような、非常に名前をつけたことに対して、私もあまり深い意味があったわけではないですけれども、やはり地域の皆さんと膝を交えてこれからのスキー場、また観光地について、どういうお考えがあるのかということをお聞きするために開いているというような位置づけであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 地域の皆さんの声を聞くというのはとても大切なことと私も思います。ただ、これは、企業会計に当たる索道事業のことですので、観光全て含めて地域の方のご意見を伺うということはとても素晴らしいことですが、やはり観光、町全体ということ考えると、地域の皆さんのご意見だけではなかなか決まりにくいこともあるかと思えます。索道事業、特に立科町、町民全ての皆さんの財産です。このままいつまでも方向が定まらないでいますと、現在の現金預金4億5,000万円になってしまっていますが、これがなくなると、町民皆さんからの税金を投入しなければならなくなると思えます。町民皆さんに負担を強いるかどうか、重要なときですので、町長が慎重にということはおわかりですが、しかし、昨年3月に可決された条例、索道の一部改正は、長い時間をかけ議論をし、提案され、議会も認めた方向です。それを町長のもう少しという考え方で停滞させ、町民の皆さんに負担をかけることはできま

せん。毎年の欠損金1億2,500万円をもし全町民で割るとしますと、1人1万6,000円以上になります。これは子供から高齢者まで毎年払っていかねばなりません。私は6人家族でございますので、10万円程度になりますが、とても町営だからと索道関係の負担金として10万円はとて払えません。

町民皆さんも心配して、町や議会の行方をじっと見つめております。監査報告書も喫緊の課題として早急な対応を促しています。議会は昨年3月、公設民営、公費は投入しない方向に賛同し、指定管理ができるよう索道事業条例の一部を可決しました。この町全体の期待を裏切ってはいけないと思います。誤りのない判断をしていただきたいと思います。これは要望です。

平成25年度、立科町の決算審査意見書によりますと、索道事業特別会計の結びに、純収益に対する総費用の比率は65.4%であり、大きな歳入不足となっている。当年度末未処理欠損金は昨年度と合わせて4億9,730万6,053円と膨らみ、極めて厳しい経営状況が続いている。索道事業あり方研究会では、昨年10月以降、民間を活用した指定管理制度による運営が適切であるかを検討されているが、年々流動資産が減少しており、早急な対策を講じられたいとあります。これが25年度です。

そして昨年、監査委員さんが交代をされましたが、やはり意見書に収益改善の兆しは見当たらない。このままの状態で事業を継続することは経営的に困難であるとあり、一刻も早い対応が必要であるとのご意見でした。これは新しい町長のときの監査委員さんです。歴代委員の意見は同様に索道事業の危機が迫っている。また、いずれも索道事業あり方研究会の答申を尊重し、早急に対策をなさいと示されております。町民目線で審査された上で、時間は少ない、早急にやりなさいとのご指摘です。

町長にお伺いいたします。この監査委員さんの指摘をどのように受け取っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私も監査委員さんの報告は目を通して、十分理解をさせていただいております。また、何度もお話をするように、今のご答弁を聞きますと、私が指定管理は否定的で、湯水のごとくどんどんお金をつぎ込んでいき、ゆくゆくは町民の皆さんにも負担をさせていくのではないかというような、そういうふうな言い方に聞こえておりますが、私も、いかに町民に負担をかけないうちにしっかりとこの索道事業、観光事業について進めていくかということの中で、今年度提案をさせていただいている観光課を変え、観光商工課ということで山もまた里も協力をしていきながら、観光事業に取り組んでいく、これは、今までの広域の中でも、いろいろこれからの地方創生、人の流れをどうやってつくっていくという中でも議論がなされている中で、非常に重要視されている観光資源というものが注目を浴びております。広域の中にも、またお隣の茅野市との協力もありながら、また白樺高原、また女神湖の周辺の観光地をどのように活性

化をしていくかということは今議論を各広域の中でも議論を重ねているところであります。そういう中で、皆さんがお決めになった指定管理制度、それも踏まえ、また今ある留保資金もそれを見つめながら、的確に判断をしていきながら、私はオールシーズンの観光地を構築していきながら、山も里も観光地は僕は分ける必要はないというふうに思っています。立科町全体でこの観光地の誘致、また人を呼ぶこと、そのことをしっかりと、また行政も機構を変えるわけですから、練りながら進めていく、その中で住民の皆さん、議会の皆さんともお話をしていきながら進めていくというのが私は一番最善の策ではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） では、1つずつお伺いいたします。

まず、町長、索道事業は続けていかれるということによろしいでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

索道事業については、私は必要なものだと感じております。やはり今非常に各地域、いろいろな市町村も経営が苦しくなり、手放してはいますけれども、私はそういう各市町村との立場が違うというふうに思っています。立科町には、非常に自然豊かな公園を控え、その中で、冬場はやはり雪が降り、非常に雪深い、そういうふうな中で観光客の皆さんを誘致するには、私はスキー場というものは必要不可欠なアイテムだと思っています。しかし、それで経営が安定するかというのは、今の私たちも小さいころからスキー場を利用してるような、またスキー場に人が多く集まってリフト待ち1時間、2時間というような、その時期が到来するかというのは、非常に厳しいというふうにも考えております。しかしそういう中でも、立科町には、この優秀なスキー場があるんだ、皆さんが楽しんでいただける冬のアイテムがあるんだということは、これからの観光事業にとっては必要なものだというふうに私は考えております。その中から、いち早くやはり経営的なことはしっかりと見極めながら、今、議会の皆さんも言われてるとおり、指定管理がいいのか、それともほかの方法がないのかということ練って考えていく、そういう中で、私は町の財産でもある索道事業に関しては、今後も継続をしていく、そういうふうな気構えで考えてはおります。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 続けていかれるということで、心強いお言葉をいただきました。そうしますと、続けるとすると、今の赤字でも町営で経営をされていくのでしょうか。お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私の答弁の仕方がまずかったのかもしれません。いつまでも町営で続けていくとい

うことは私は一度も言ってないと思います。しかし、索道のあの施設というのは町の財産でもあります。その財産は守るとというのがやはり町のスタンスではないかなというふうに考えております。その中で、皆さんもお認めいただいた、先ほど何度も言いますけれども、指定管理ができるような形になってる。そういうふうな枠組みの中で、民間に移譲するのか、民間で経営をしていただくのか、また新たな方法があるのかということを検討しながら進めていく、いずれは町営ではなくなるということになると思います。しかし、索道がある施設、そういうものは町の財産だというような私は認識を持っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） いずれは町営でなくなるという今の町長のお言葉ですけれども、企業ですよね。索道事業は企業です。ですので、赤字で企業はいつまでも運営はされていかれません。黒字にしなければならないということです。今も、先ほどからしつこくお聞きしてて申しわけないと思うんですが、指定管理をしていくか。それから、今町長のおっしゃったように、財産を守るためにいろいろ考えていらっしゃるということですが、時間がないというのが私の焦りなんですけれども、4億5,000万円、毎年1億2,500、これだけの赤字を毎年出していくのに、ゆっくりと、町長まだ1年で無理かなっていうお話もありますけれども、ゆっくりとしている時間がないです。ですので、指定管理にしていくのか、今もお話ありましたように、指定管理にしていくとすると、時期なんですけど、いつごろまで、町長のお考えがまとまるのを待つのか、いつごろまでという回答をいただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

多分私先ほどもお話をしたと思います。私の任期中にはしっかりとの方針を出していきたいというような形で進めさせていただいていると、先ほどもお答えをさせていただいたと思います。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 任期中ということで、4年ということですよ。1期は4年ということですよ。その後何期になるかわからないわけなんですけれども、この今期はあと残り3年です。3年の間に決めていただくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私はしっかりとそういうふうなこれからの索道、観光地のあり方というふうに私は言わせていただきます。観光地のあり方を進めていく上で、しっかりとやっていきたいというふうに思います。じゃあ3年でやるのかというふうに言われたときに、いろ

いろなやはりこれからの流れもあると思います。私はそういう気構えの中で考えていきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） しつこく聞いていて申しわけございません。私は町民皆様に負担を強いてはいけないということをとて頭にあります。毎年、1億2,500、ほんとに昔から先代が稼いでいただいたお金、内部留保4億5,000万しかもうないわけなんです。4億5,000万では毎年5,000万は減っていったらと思います。ですので年数を考えたとき、そして後、索道事業を継続していくにも、ゼロではできないわけです。ですので、その次の段階も残しておかなければならないわけです。家庭でいえば、たとえ、どのくらいでも貯金は残しておかなければ、赤字になってからさあどうしようでは、うちの修理もできなくなってしまいます。そのようなことを考えますと、まだまだという町長のお考えを待っているというのは、とても私たちというか、私にすると、とても待てない状態でございます。ですので、何回もお聞きして申しわけございません。

指定管理を目指すような口ぶりもございました。方法とか時期、その回答をお聞きしたいわけなんです、今何回もお聞きしても、なかなか、まだということでございます。いつになったら決断できるかもまだお話しはいただけなかったわけでございますけれども、皆さんが進めていただきたい方向、指定管理をなぜ早急に導入できないのでしょうか。逆にその方向でお聞きしたいと思います。どのようなことをすれば、指定管理の方向に舵をとっていただけるのでしょうか。お伺いたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

どのような方向性で指定管理に舵をとるのか、私は何度もお話をしているとおり、やはり観光地というのは、オールシーズン、四季を通しての観光地があってからこそ今話題になっている索道事業も経営が安定をしてくるのかなというふうに考えております。その中で、しっかりとその周辺の、先ほどもお話ししたとおり、広域でも今観光の流れが非常に重要視をされています。今回も、茅野市と協力をしていながら、議会にも提案をさせていただいてますように、白樺湖周辺のジョギングロードの整備、そういうふうなこれからの到来してくる観光客の皆さんにこの土地に来てもらえるという誘客を目指してのことです。そうやって広域で進められる部分は、やはり連携をしていながら、進められます。ただ、この立科町における観光事業については、しっかりとその足固めをし、方針を立て、また進めていくということが私は必要だと思っております。やはり民活ということになります。民間の活力を使いながらということでも、非常にそういう業者の方たちがどういうふうな気持ちでこの観光地をやっていくのか、また、どういう気持ちでこれから取り組んでいくのか、そういうことをしっかりと聞き取りながら、また議会の皆さんとも相談をさせていただき、また町民的な意見も聞きながら進めていくということが僕は必要だというふうに思っています。そういうこと

がなしにただ町がこの人に指定管理をしてもらうということのほうが、私は問題が大きというふうに考えてはおります。

以上です。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 今のお話ですと、お気持ちもそちらのほうに傾いているということで、相手の気持ちを取り組んでいうということですよ。そういったことも、議会のほうも一緒にできればいいなと思います。

先月、総務経済委員会で、佐久市の指定管理を依頼しているスキー場、パラダに視察に行っていました。民間感覚で営業し、赤字の経営を黒字に転換をし、周りにも、食堂もできておりました。とてもにぎわっていて、ノウハウをこちらのほうも教えていただきたいなという、みんなでそんな話をしながら帰ってまいりました。まだ町長のほうもじっくり考えてということで、なかなか期間等、ご返答もないわけでございますけれども、この計算等、皆さんわかっていらっしゃると思いますので、町民皆さん不安でいることは確かです。いつも町民皆さんの声を聞くという町長のお考えでございますので、先ほどもお聞きしましたが、ご返答なかったわけなんですけれども、全町民にアンケートをとって、皆さんにお聞きするというのはいかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

全町民に意見を聞くということがいいか悪いかというところだと思いますけれども、私はだからそういうふうな形の中で、これから観光地をどうしていくのかということで、私が、また諮問機関をつくって、答申をお願いするということもあるというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） これから諮問機関をつくってというと、前と同じになりますと、これで1年です。また諮問する皆さんを選び、そして答申をいただくまでには、研究を重ね、重ねていきますので、また1年、2年とかかると思います。アンケートもお返事もいただけなかったわけでございますけれども、全町民の皆さん、心配していることは確かです。きのうの議員への町長の答弁でも、これから自立を堅持して、人口の減少も心配だから、厳しい財政運営の中でも町民全体で考えて政策を練っていくというような答弁が多かったわけです。索道は企業会計です。赤字が何年も続けてよいわけではありません。早めに町長にご決断をしていただきたいと思います。町費を投入しないために、議員も議会も早急にと努力をしてきました。毎年大きな赤字を生む索道事業をこのまま何年も手を打たないでいると、留保金もなくなり、索道施設の修繕等もできなくなります。早急にご判断をいただき、町民皆さんに負担をかけないようにしていかなければなりません。町長の早急な判断をお願いいたします。

次に、2点目として、索道施設の耐用年数と更新の時期及びそれにかかわる概算費用について、観光課長にお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） それでは、お答えをさせていただきます。

耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令という政令になりますけれども、こちらで資産の区分、構造、用途に応じて耐用年数が定められています。索道事業の資産につきましても、それらを適用しまして、減価償却管理をしておるところでございます。

例えば短いものと、支えい索、ロープになりますけれども、こちらで3年、長いものと支柱になります。こちらで40年、そのほかにも搬器ですとか索輪、原動機、減速機など、資産の種類、区分ごとに細かく分けて管理を行っております。したがって、例えばゴンドラリフトだから何年、ペアリフトだから何年という形で、耐用年数が定まっているというものではありません。また、いわゆる法定耐用年数が経過したからといって、すぐにそのものが使えなくなるということではなくて、使えなくなってすぐに更新が必要になるというわけではありません。また、リフトの安全運行と各施設の耐用年数の延長を図っていくために、毎年何千万、6,000万から8,000万程度の費用をかけて整備に力を入れているというところがございます。なお、当町のリフトで一番古いのは蓼科牧場のゴンドラリフト、これは昭和59年の建設でございまして、31年経過しております。新しいものと、蓼科牧場のクワットリフトで平成4年、23年経過しております。また、当町のスキー場を建設しております索道メーカーでつくった他のゴンドラリフトで、今も現在動いているということだと、一番古いもので志賀高原の東館山ゴンドラリフト、こちらが昭和51年建設、40年経過しております。また、今のは4人乗りになりますけれども、当町と同じ6人乗りのゴンドラリフトで見ますと、樽池のゴンドラリフトということで、昭和57年建設、34年経過しております。また、日本に現存するロープウェイで一番古いものと言われております奈良県の吉野山のロープウェイ、こちらは昭和4年の建設、実に87年を経過しておりますけれども、未だ現役でございます。

更新の時期と、それに係る概算費用はということのご質問でございますけれども、この更新の時期につきましては、スキー場のリニューアル、こちらをしないという考えのもとでは、当面更新の必要はないというふうに考えております。概算費用ということでございますが、これはあくまで概算で、今現在の仕様のまま、同じものをつくるというようなイメージで申し上げますと、ゴンドラリフトですと、約10億円ぐらい、クワットリフトで7億円ぐらい、ペアリフトですと一億一千万円から七千万円ぐらいというような資料をいただいております。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） お聞きしまして、それぞれに更新年数も違い、金額もさまざまですが、いずれにしましても金額は大きいです。索道の建物、山開きに雨漏りもしていて、ビニールが張ってありました。ちょっとそういうところも考えちゃうところなんですけれども、圧雪車も昨年購入をしております。施設の更新どころではないと思われませんが、索道施設の更新には、莫大な費用がかかるということでの認識でよろしいでしょうか。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） リフトを更新するとなると、それなりの経費がかかるというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） もう1点、大事なことがあります。昨年の6月の一般質問で私お聞きしましたときに、指定管理ができるという条例ができたけど、町長の答弁でございました。が、公設民営、公費は投入せずに賛同して、指定管理条例のみを3月、議決したのではありません。この方針が大前提で、赤字予算を承知で索道事業特別会計予算を可決をしているのです。担当課長はそのことも含めて、今回の予算を組まれていたのでしょうか。つまり、大前提となるものがなければ、改善策等の意見が付されなければ、今年度の索道事業特別会計は架空の予算になってしまって、町民皆さんに議会として説明責任を果たせないではありませんか。可決することができなくなってしまう。

この続きは、予算特別委員会ですっきりとお聞きしますので、以上で私の質問を終わります。

議長（土屋春江君） これで、11番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は、11時からです。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**1番、今井英昭君**の発言を許します。

件名は **1. 建設課に関する事業について**

2. 農林課に関する事業についてです。

質問席から願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭でございます。通告に従いまして、建設行政、農林行政について質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、建設関連からの質問、始めます。

水道事業の施設、設備の長期的展望の説明を求めます。

当町の水源は、温井水源地を初め、100%の湧水となっており、第5次振興計画によりますと、立科町で自慢ができることが水と回答された方が7割、また6割の方がおいしい水道水に満足されてるという結果が出ております。また、下水においては、汚水普及率が全国では89.5%、長野県下では97.3%という状況の中で、立科町におきましては、97.7%と高く、上水下水事業とも恵まれた土地ということもあり、トップクラスに位置しており、今後もより一層の町民サービスを提供できることを期待しております。

そうした中で、上下水道において、施設老朽化及び人口の推移を鑑みて、今後の上下水道事業に関してどのように進めるのか。特に上下水道についての今後の展望の中で、具体的に供給単価と給水原価のバランス、それに伴う料金値上げが発生する可能性もありますが、それに備えてどのような施策を行うのか、町長、担当課長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員の今後の上下水道事業に関してどのように進めるかというご質問にお答えをさせていただきます。

上下水道については、全国的にどこの自治体においても保有資産の老朽化に伴う更新時期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少などにより、経営環境は厳しさを増しております。不断の経営健全化への取り組みが求められているところであります。立科町においても、課題として、上下水道の経営健全化に取り組んでいかなければならないと考えております。現施設の状況や、立科町人口ビジョンを考慮しながら、その対策について検討をしております。詳しくは、担当課長より説明をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） それでは、お答えをいたします。

まず、上水道の状況からご説明をさせていただきます。

これからの上水道の安定経営のため、おおむね10年後を目標とし、立科町水道ビジョンの策定に向け、平成27年度に基礎調査を実施しております。28年度におきましては、基本計画の策定を予定しております。今後、立科町水道ビジョンの結果を踏まえ、料金も含めた中での将来に向けた水道施設の維持管理、また長寿命化や耐震化を見据えた施設の更新等を検討しております。

次に、下水道の状況についてご説明を申し上げます。農業集落排水施設の処理施設

につきましては、平成26年度から27年度において最適整備構想を策定しております。
また、立科浄化センターについては、平成28年度から29年度にかけて、長寿命化計画調査並びに耐震診断調査を予定しております。管路につきましても、さまざまな角度から研究をしてみたいと考えております。これらの結果を踏まえながら、今後の維持管理について、料金も含め検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） ただいまの建設課長の説明では、今年度から来年度にかけてビジョンが策定されるということですが、向こう5年見たときに、料金の改正について、現時点ではあるのかなのか、今検討されている最中かもしれないですが、今現時点では、ビジョンができる前の現時点ではどのようなお考えなのかお聞かせください。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えします。

料金の改定の時期につきましては、あくまでも立科町水道ビジョン、それから長寿命化計画調査等、それらの結果を踏まえて検討をしてみたいと思います。現在のところ、料金の改定については、考えておりません。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） そのビジョンが出てからということで、料金については、立科町の料金は全国的にちょうど真ん中辺と認識していますが、それが、金額がその真ん中辺にいられるように、またその辺についてはお願いしたいと思ったり、注視していきたいと思ったりします。

引き続き建設課長に説明を求めます。下水道使用の予定人口においては、20年前以上の当初計画では、女神湖、白樺湖周辺を除き、9,980人となっております。その当時は、人口増や町内で働く方の安全率を考慮されて算出されたと思いますが、現在の社会情勢も変わり、下水道を取り巻く環境も激変してる中で、下水道処理施設の効率のよい維持管理、運転方法をするために、統廃合の計画も進めていると思いますが、その現状についての説明を求めます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えします。

下水道施設の統廃合につきましては、既に、平成25年度大城処理区を野方・塩沢処理区に統合してございます。また、平成28年4月には、白樺湖処理区を諏訪湖流域処理区に統合することとなっており、維持管理費の削減を図っているところでございます。

さらに今後のことですが、平成37年度までには、外倉処理区と山部牛鹿処理区につきまして、立科処理区への統合を図りたいと考えております。統合に当たりましては、接続のための新たな管路の布設、あるいは、下水道整備が補助事業によっ

て進められた経緯がございますので、実現にはさまざまな課題があるものと思われま
す。

管路等、施設の詳細な調査、研究等を進めまして、皆様のご理解をいただきながら、
推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 統廃合につきましては、計画が進められてるということで、新たな管路
確保などには多額の費用はかかるということは想像できますが、外倉、山部、牛鹿地
区におきましては、立科処理区に統廃合、37年にされるという今説明がありました。
具体的な統合の計画があるならば、現在の維持管理費との比較の中で、費用対効果を
見て、前倒しで統廃合できるかどうかという部分についても、早めの調査、研究を期
待したいと思っております。

次の質問に移ります。

町道小学校線の整備工事進捗状況の説明を建設課長に求めます。

現在、児童生徒の安全確保のため、町中の町道、県道含めて、道路整備、歩道整備
の計画が進行してると思っています。その一つに、町道小学校線、保育園入口から低学年
の校舎、校庭の脇を通り、徳花苑までの道の整備が進められてると思いますが、全体
のスケジュールと現在までの入札状況、また県国の補助事業との見通しについての説
明を建設課長に求めます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

町道小学校線の改良工事は、子供たちが安心して通園、通学できるように、社会資
本整備総合交付金事業により、平成27年度から2カ年度の計画においてたてしな保育
園から立科小学校南側を通りまして、徳花苑までの延長435メートルについて整備を
するものでございます。車道幅員が5.5メートル、歩道につきましては、たてしな保
育園側に幅員2.5メートルの歩道を整備するものでございます。

この工事に伴いまして、道路用地として、地権者の皆様に貴重な土地のご提供をい
ただいてございます。また、小学校の中庭並びに校庭についても、一部用地の提供を
お願いして工事を行うものでございます。

平成27年度の工事でございますが、繰り越し事業によりまして、株式会社松本組に
てたてしな保育園の横、延長93.1メートルを施工する計画となっております。

続きまして、社会資本整備総合交付金の状況でございます。全体の事業費は、1億
1,300万円を予定をしており、平成27年度では事業費5,000万円の要望をいたしました
が、要望に対し、その半額以下の2,300万円の事業費でございました。28年度の交付
金につきましては、事業費9,000万円を要望をしているところでございますけれども、
要望どおりなるかどうかにつきましては、国の動向にもよりますけれども、現在のと

ころ、不透明でございます。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 交付金が、今年度では要望に対して半額以下ということと、あと来期についても不透明ということで、町の負担もかなり大きくなるのかなとは思いますが、そうした背景の中で、現在の小学校が開校されて40年が経過しようとしています、小学校線では今まで大きな事故がなく、安全だったのは学校側の交通に関する教育が充実しており、また、特に生活道路として使用されている地域住民の方の意識の高さがあったからこそその結果だと思えます。その中で、歩道を含む整備が進められているということで、より一層の安全確保ができるということになります、小学校の東側校門の石碑から植木、二宮金次郎像の間の箇所につきましては、石碑の移動、あと植木の撤去という計画があるという今説明がありましたが、石碑から二宮金次郎間におきましては、40年間見守っていた石碑や植木があるわけなんです、またこのことがあるから、1、2年生が外部から遮断ができて、落ち着いて、また安心して教育を受けることができたと思えます。それを今回の計画では、植木部分を取り払い、フェンスをするということになると思うんですが、そのことによって外部から1、2年生が丸見えになり、そこには防犯上の点からも、何も可視化にする必要はないと考えております。ただ、その間の安全確保も必要であるということは認識しております。そのため、小学校の石碑の右側から出入りしたり、またはその給食棟に通じる道を使って野方、茂田井方面の児童が使用しているコースを通行すれば、安全確保は保たれると思えますが、その間、植木まで壊して必要な工事なのか、また予定どおり整備を進められるのかどうか、その点について、建設課長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 小学校線の現状を見ますと、通学または通園の時間帯によりましては、県道から小学校線に入る車と小学校線から県道に出る車、相当数の車が通行をしておるところでございます。子供たちがより安心して通行できるように、歩道の整備については必要だと考えております。

今井議員さんのご提言では、小学校の敷地内に歩道を設置するというようなことになるかと思えます。歩道を通行する場合は、学校敷地内への立ち入りという形になるわけでございますので、生徒以外の人間が歩道を利用することができるのか、そのような点も含め、教育委員会、あるいは小学校とも相談をさせていただきながら、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今、現状の小学校線なんです、ほとんどが通学に児童が使っている道だと私の中では認識してるので、一般の方が通るとするのはちょっと私も想定はして

なかったんですが、ただ、私もあそこに保育園が、子供がいますので、毎日のように送迎をされていて、よく通ってるんですが、やはり昼間、平日なんかは一般の方を見かけたことがないです。そういった観点からは、児童に絞った話をさせていただきますが、児童の安全確保という部分におきましては、児童ということで教育委員長に質問をするんですが、植木を壊さないで中庭を通ることによって、安全は確保できると思いますが、その点について、教育長の見解を求めます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 個人的な見解を最初に申し上げますと、伝統のある石垣と植え込みが半分なくなってしまうのは大変残念だというふうに思います。ただ、道路全体の体裁等を考えると、それが分離して中へ入るっていうのはいかなもんかなとも思ったりしています。いずれにしましても、今建設課長が言ったものも含めまして、学校側の要望もお聞きして、そうなればそれでいいしというふうに考えています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 小学校におきましては、今年40周年となるメモリーイヤーでもあります。既に建物としては当に折り返しが過ぎて、新校舎の検討に入る時期でもあると思います。新校舎の構想もまだはっきりしてない中で、現在の整備計画を進めるというのには疑問を感じております。早急に検討していただけるという建設課長、教育長の話がありましたので、町長のほうも、再検討していただけるような形で検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町の中にはまだまだ歩道をつけなければいけない、要は危険な箇所というのがたくさんあると思います。本当に必要な箇所はどこなのかというのは、建設課のほうで十分検討されているものだと認識はしていますが、今後も引き続いて、優先順位のつけ方については注視していきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

平成26年度決算における監査委員の指摘事項の対応状況について問います。

まず、収入未済額の件なんですが、収入未済額が506万円ほどありました。今、現状その回収されてると思うんですが、今までとは違った徴収方法等については、今現在考えられてるのか、説明を求めます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

収入未済額506万円余というのは、これは下水道特別会計の下水道料金のことでございますけれども、下水道料の徴収につきましては、現状の体制の中で、鋭意努力をしているところでございます。

今井議員さんの今までと違った手法というご提案でございますけれども、それにつきましては、現在のところ考えてはおりません。今後、より一層の徴収に努めてまい

る所存でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今までも未済額というのは一定数あったと思いますが、今までと同じ手法という部分では、今後はその未済額が増えるということはあるけれども、減少するというのは、なかなか期待ができないと思います。当然ケースによっては、払いたいけど払えない等やむを得ないケースも多々あると思いますが、払える力はあるけれど、払わない方に対しては、早めに徴収ができるように、税務係等で連携していただきながら、徴収していただけることを期待いたします。

次に、建設改良費の中に、地理空間情報、水道GISの整備がされましたが、こちらの水道GISについての有効利用されてるのかどうか、どのように活用されてるのか、説明を建設課長に求めます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

地理空間情報、水道GISにつきましては、航空写真、地籍図、水道台帳などの複数の情報を重ね合わせ、それを可視化することによりまして、より有益な情報を得ることができるものでございます。現在、水道GISにつきましては、本管や量水器の位置、そのほか給水設備にかかわる情報も入力をされております。通常業務のほか、緊急時に迅速な対応を求められる事故の際にも大いに役に立っているところでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 先ほどのGISの活用という部分では説明がありました。日常の業務というのはもとより、担当者が異動されたときに担当者でもトラブルのときにはすぐに知りたい情報を素早く見つけることができる、そのことによって迅速に問題解決がしてくれるという役割もあると思うんですが、そのため、水道GISというのは、ISO規格みたいなマネジメント構築にもなると思います。活用方法については研究をして進めたいと思いますが、今のご説明があったもの以外で、この水道GISについて、現状で検討されているという活用方法は考えられてるのか、説明を求めます。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 今後のことになりますけれども、今後、情報といたしまして、制水弁の開閉の情報、それから、水道管内の水の流れる方向についての情報、このような情報も取り込みまして、よりよい利便性の高いシステムを構築してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今、説明では、今の検討されてるということが複数あるということなので、そこについてはまた検討していただいて、ISO規格みたいなマネジメント構築という部分にまた重点を置いて検討していただきたいと思います。

次に、町長に説明を求める案件になりますが、女神湖住宅におきましては、昨年6月の定例会において、調査計測の予算が専決処分で減額補正されましたが、同住宅の建てかえの必要性も含めて、検討するという説明があり、そのことについては監査委員からも早急に方針を示されたいという指摘がありました。今後、同住宅の方向性について説明を求めます。また、町営住宅というのは、人口増という観点よりは、今いる町民の方の流出を防ぐという意味合いも高いと思います。そのため、里のエリアにおいても、今後の町営住宅の建てる予定があるのか、女神湖住宅あわせて町長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

女神湖住宅の建てかえの必要性も含めた方針は定まったかというご質問だと思います。山の観光地に非常に密接にかかわることなので、そういう面もあわせて研究をしていく中で、女神湖町営住宅については、必要性等も検討しながら、方向を出していきたいというふうに考えております。

また、里の町営住宅に関しては、今のところ建設の予定は考えてはおりません。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 過去の定例会の一般質問でも、町営住宅についての考えが、町長のほうからも答弁があつて、そのときも、後ろ向きな意見だったんですが、いずれにしてもこの町営住宅というのは、今いる町民の方の流出を防ぐという部分のウエイトがかなりといたしますか、それも一部あると思いますので、町営住宅については、また再度検討していただきたいと思います。

次に、農林課の関連についての質問に移ります。

町有林の有効利用と整備事業の進捗について問います。

現在、先人の方が植樹をしておいていただいたおかげで、町有林の木々が大きく成長して、間伐などの整備をしていると思いますが、その収益が整備費用支出と、整備収入のバランスがどのように推移してるのか。また、直近5年間の整備面積と、現時点で未整備面積がどのくらいあるのかという部分について、有効利用という部分も含めて、町長と農林課長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。町土の58%を占めている森林面積、その

うち63%が町有林です。この町の財産を適正に管理をし、有効利用することが町の責務と考えております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

まずは、町有林の概要についてであります。町有林の面積は、2,432ヘクタール、森林の蓄積は48万3,000立方メートル、そのうち、67%が針葉樹、33%が広葉樹であり、62%が人工林、38%が天然林となっています。人工林のうち、およそ80%がカラマツ、およそ10%がヒノキとなっており、特にカラマツについては、戦時中から戦後に植林されたものが多く、林齢が60年から70年前後となりました。この間、5年生までは下刈り、10年から15年までは除間伐、25年からは間伐といった手入れをしてまいりました。間伐を実施すべきタイミングとしては、植栽してから5回ほど行うことが理想とされています。町有林では、3回目までの間伐はほぼ終了しております。4回目に行う間伐は80%ほど進んでおり、この間伐については切り捨て間伐を主に実施しております。最終の5回目の間伐については、現在30%ほど進捗している状況の中で、現在計画的に間伐事業を進めており、本年度は、美上下集落と陣内との中間点にて実施をしているところであります。この最終間伐ともなりますと、間伐した材も利用価値があり、現在では市場でも佐久地方の材は評判がよく、需要もあるということだそうです。平成24年に間伐したカラマツは、たてしな保育園の用材として、また25年、26年に実施した間伐によって搬出された材は、当初ハートフルケアたてしなの建設に全て用いることにされていましたが、一部分の利用にとどまっているということでもあります。

平成25年度、26年度2カ年にわたって実施した事業の検証をしてみますと、南平地区、八子ヶ峰地区、西ノ沢地区で間伐を行いました。合計で123ヘクタールの面積を施業し、用材、端材、合計で2,886立方メートルの材を搬出したところであります。測量設計を含む間伐に要した総事業費は、8,288万円でありました。歳入のほうを見ますと、補助金と用材の販売金額と合わせまして1億505万円となりまして、2,217万円のプラスの収支となったところです。今後もしばらくはこの状況が続いてくれればいいなど、希望的観測ですが、この状況下において、今後も計画的に間伐を行っていく予定であります。

また平成23年から平成27年までの5カ年間の間伐面積は、およそ185ヘクタールであります。このほかに県が水源涵養保安林として管理しております。そこを切り捨て間伐として86ヘクタールほど実施しておりまして、合計で270ヘクタールほどの間伐が終わっております。

森林の整備事業では、樹種別に標準伐期が定められておりまして、カラマツは標準伐期齢よりも大径木として成長させるために、長伐期施業を推進しているということ

で、現在は80年以上に伐期を定めています。当町でのその面積は、およそ905ヘクタールとなっております。現在のところ3割あまりが終了したことになります。今後は、長伐期施業と位置づけられている森林を計画的に間伐をしていく、そんな予定となっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 先ほどの説明では、2年間で2,200万円を超える収入があったということで、これはやはり先人の方のおかげだなと。それをまたありがたく町運営の財源として使用させていただくことができます。以前は、材木が安価だったために販売できなかった時期もあると聞いておりますが、そうした未整備の宝の森が今の説明では、全体のまだ7割が残っているということでした。今後の材木の需要といたしましては、2020年に行われます東京オリンピック、このオリンピックが一つの区切りになると予想されております。オリンピックまで残り4年間になるんですが、この材木が高値のうちでどんどん整備面積を増やして、整備を行うべきだと考えます。ただいまの答弁の中では、計画的に整備するという説明でしたが、高値で流通してるこのタイミングで年間の整備面積を増やしていったほうが、仮に1,000万円の事業を起こして1,000万で売れたとしても、プラマイゼロで、整備はできて森は守れるというわけで、それが下がってしまうと、費用のほうが出てしまうと、また費用対効果のバランスが悪くなる、そういった部分も踏まえて整備面積を増やしていただきたいんですが、今後、計画的の整備面積増やしていく予定があるのか、農林課長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

来年、平成28年度の搬出間伐する予定の面積は、現在30ヘクタールを予定をしております。測量設計をいたしますと、採植密度にもよりますので、面積の変動はあるかと思えます。また、切り捨て間伐もおよそ5ヘクタールほど予定をしております。ここはカラマツではなく、トウヒなど、針葉樹の場所で先ほどの答弁でも申し上げましたが、3回目の間伐の箇所になる場所であります。

面積を増やして間伐を増やせというようなことでありますが、伐期の適期とすれば、秋から冬にかけてが望ましいということでありまして、事業期間が1年中できるということではなく、限られているということで、おっきな面積を間伐するとなると、多くの事業体が必要となってきています。しかしながら、現在立科町での事業体の数が少ないため、今後対応できるか検討をしてみたいと思っております。また、単価が合わなかったから切り捨てを捨てたということではありますが、それも一つはあるかと思えますが、森林整備を行う過程において、不良木等の立木を間伐してきたこともあるので、一概に売れる木を切り捨ててきたということではありませぬので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（土屋春江君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 間伐できる時期が決まっている、短期間しかないわけなんですけど、もちろん立科町にあります業者さんにやっていただくというのが第一だと思いますが、それはありますが、ただ、ほかのできる業者さんというのは全国あると思いますので、そういった業者さんとできるのか、いずれにしてもこのオリンピックまでが必要があるという予想されている中で、取り組んでいっていただきたいと思います。

次に移ります。

先ほどの水道事業のときにも、GISの活用の方法については質問いたしました。このGISについては、農林課のほうでも十分、既にお使いになっていると思いますが、今後、何十年も続く、何百年単位で続くと思うんですが、森林保護のために、GISを利用した計画的に整備する等、GISの活用をお考えなのか、説明を農林課長に求めます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

現在農林課で管理していますGISは、農地情報管理システムといったことで、森林管理システムは導入されていない状況であります。しかし、現在の農地情報管理システムの中に森林の林班図というものをに入れてあります。この林班図とは、いわゆる土地の所有者、樹種、林齢などが大まかにわかるようになっています。これらを活用しながら、今後も進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 今検討されているということで、先ほどの繰り返しになりますが、ISO規格同様の仕事の標準化というものができると思いますので、積極的に取り入れていただきたいと思います。

次に、総合政策課長に説明を求めます。

森林整備を進めていきますと、販売できない切り捨て材というものもたくさん廃材としてあると思うんですが、その廃材を木質バイオマスボイラーで燃焼することができるので、大切な資源となります。バイオマスボイラーにつきましては、昨日同僚議員のほうからも足湯の話がありましたが、その資源を権現の湯で使用できる可能性も十分あり、ちょうど同施設のヒートポンプシステムが10年を迎えようとしていると思います。そのため、更新の準備を進める時期に当たるとは思いますが、同じシステムでのリニューアルでしたら、さほど検討の必要はないと思いますが、ヒートポンプからバイオマスボイラーと更新になると、エネルギー変換となるわけで、検討にはそれなりに、何年かかけての時間が必要になると思います。木材のエネルギーは、ほぼ町有林があるわけなので、人工運搬費だけとなるため、現在の電気代との比較では、費用

対効果もあり、なおかつ循環型エネルギーにもつながり、地球温暖化防止にも一役買うことができると思います。そのため、権現の湯のほうへバイオマスボイラーを検討していただきたいのですが、現状の権現の湯のヒートポンプの更新についての説明を総合政策課長に求めます。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） お答えいたします。

温泉館につきましては、平成10年4月に開館以来、本年度19年目を迎えます。開館の10年目に熱源設備の更新時期を迎えまして、従来の灯油ボイラーから地下水を熱源とした高効率ヒートポンプシステムに置きかえ、エネルギーの消費量の削減と環境負荷の低減を図り現在に至っております。このヒートポンプ設備の法定耐用年数につきましては、15年となっております。今後、現設備の状況や更新の時期を見据えた上で、ヒートポンプの継続、また議員さんご提案の木質バイオマスボイラー、またほかの設備についても研究を重ねていきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） ヒートポンプがまだ五、六年残って、法定年数が15年ということなので五、六年は残ってると思うんですが、先ほども言いましたように、エネルギーを交換するとなると、それなりの検討には時間が要すると思います。なおかつ、バイオマスボイラーという部分では、立科町も今までやったことがなかったという部分もありますので、手始めに、足湯のほうから、小さいボイラーから、ゆくゆくヒートポンプが更新するときには、バイオマスボイラーが使えるようなスケジュール感でぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、農政の長期的展望について問います。

農業と観光の町というのは皆さん言っていますが、10年後、20年後の農業の展望がなかなかさっぱり見えない中で、具体的に後継者、その他諸問題について、どのように認識されてるのか、また、現状の問題点はどこにあるのか把握されてるのか、その点について、説明を農林課長に求めます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

TPPの大筋の合意によりまして、今後の農政の見通しも、なかなか見通せない状況であることがご承知のとおりだと思います。

平成26年に策定いたしました農業振興ビジョンでは、農業関係団体、生産者等でブランド部会、農地集積担い手部会、水稻部会、果樹部会、野菜部会、畜産部会と、6つの部会に分かれてそれぞれ協議をし、問題点を探り、その対応策について話し合いを持ちました。

詳細については省略しますが、主だったものとして、近隣の市街地に勤務

しながら農業が行える立科町の地理的条件を考慮すると、兼業が行える規模での農業や自給的農業が、今後も帰農者を中心に営まれていくと考えられますが、若手農業者の減少に対策を講じずに推移しますと、今後一層の農業従事者の減少が見込まれ、担い手のいない農地が増加することが予想される。したがって、今後は、専業農家への農地集約に合わせて、兼業農家や自給的農家も含めて、農地集約への協力や担い手の確保が必要な状況である。また、大規模農家への集約も始まっているが、担い手が不足しており、農業者の高齢化が顕著である。人手不足により耕作面積が減少傾向にあるため、後継者を確保する必要があり、りんごを立科町のブランド品として展開する場合には、さらなる生産量を確保しなければならず、そのためには、地域としてのまとまりや目標設定が必要である等、さまざまな問題点が提起されております。その問題を解決するために、ビジョンにおいて、その目標に向かって施策の推進を図るところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 詳細の説明がありましたが、多方面にわたって対策が講じられてるということはわかりました。

また、今の説明をお聞きしてる中で、既に行政の進めている事業の中で、成功している事例というのが幾つか思い当たりました。今後も成長産業であります農業の振興を推進していただきたいと思っておりますが、その中で、せっかく成功をしている事例の横展開、例えば、一例なんです、細谷そばの会という団体が細谷地区にあります。ここの団体では、遊休荒廃地の再生農地としてソバを栽培してるんですが、農地再生が6年かけて60アールから400アール、まあ4町歩、すごい大きな面積なんです、この6年間で7倍近く増加したという例があります。これは一例に過ぎませんが、農林課のほうでは、この成功例をどのように把握されているのか、また、それが横展開されているのか、その点について説明を求めます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

町内での成功事例ということですが、細谷そばの会については、荒廃地の復旧や地域づくりに先駆的にご活躍いただいていることは承知をしております。農業関係では、以前から、りんご栽培や水稻栽培、また、畜産経営等、それぞれ活躍している方も多いと思いますが、近年、就農された事例を見ますと、町内に居住されている方ではありませんが、立科町の農地を中心に営農をされている方で、有機農業で規模拡大をされており、栽培された農産物は、JAや市場への出荷ではなく、レストラン等へ契約により直接取引をしており、雇用も生まれてきているというようなところもありますし、また、農業生産法人による営農や、インターネットによる消費者との取引等、新たな仕組みづくりも生まれてきております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） ぜひその成功例というのがあるということなので、横展開していただきたいと思います。また、成功例を引き続き立科町の農業に生かして、農業と観光の町と言われるような町であるためには、先ほどの後継者等の諸問題についてリードしていただきたいと思いますのですが、10年後、20年後といった長期的展望を描いたときには、時代によっては農業そのもののあり方が激変してる可能性も十分にあると思います。そうした激変しているかもしれないというのを踏まえて、長期ビジョンについても町として多面的に捉え、さまざまなシミュレーションも必要だと思いますので、そういったことも考慮していただけるような政策を期待いたします。

次に、新規特産物のブドウ栽培の現状について問います。

試験栽培を行って、ここ数年やってきたと思いますが、その結果の知見収集ができたのか。よかった点、悪かった点踏まえて、今の現状も踏まえて説明を求めます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

ワイン用ブドウの試験栽培では、ある程度の見通しも立ちまして、新規就農者や大手企業の農業生産法人の進出等、ある程度の成果が見られたところであります。

実証圃につきましては、平成25年春に植栽し、3年が経過しました。茂田井、宇山、蟹原の町内の3カ所の圃場で、それぞれ約25アールずつ栽培をしてきたところでありますが、技術提供をいただいているワイナリーより、毎年圃場の確認と検証を行ってきております。この立科の地でも栽培できるではないかということではありますが、本格的な収穫はこれからですので、期待をしているところであります。

しかしながら、標高1,500メートルでの高冷地の栽培については、やはり難しいとの結論に至っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 町長に説明を求めます。先ほどの課長の説明ですと、1,500メートル以上のところは適さないという説明だったと思うんですが、つまりは、第2牧場のブドウ栽培というのは、中止ということではよかったでしょうか。説明をお願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

第2牧場での試験栽培ですが、高冷地であったため生育が思わしくなく、私も昨年現地を確認をし、生育状況を見させていただきました。その上で、これ以上の試験栽培はできないというふうに判断をいたしましたので、撤退をすることにしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） ブドウ栽培の事業については、結果的には、サントリーも誘致ができてある一定の成果があったと思います。もう一方については、もう一方というか、第2牧場については、残念だったという面もあるんですが、今後、株式会社立科町農業振興公社という、町とは別組織ということは理解はできますが、積極的に町民に現状を発信していただきたいと思います。

次に、平成26年度決算における監査委員の指摘事項の対応状況について説明を求めます。

今回の監査委員の指摘については、2点ほどありましたが、有害鳥獣対策、マツクイムシの対策強化、また、復旧が困難な耕作放棄地での非農地認定について、現時点でどのぐらいの面積があり、どのように対応しているのか。同時に、町としては、この非農地認定を増やしたいのか、それとも、再生農地をしたいのか、どちらをお考えになっているのか、農林課長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

最初に、有害鳥獣対策ということですが、今年の捕獲実績ですが、今年の捕獲実績については、2月末までに小動物も含め、およそ320頭となっております。平成26年度では、狩猟期間も含めまして416頭、平成25年度では143頭、平成24年度では128頭の実績があります。平成26年度の捕獲頭数が前年に比べて多いのは、今まで捕獲されなかった蓼科地区で、わな免許を取得され捕獲を行ったことが要因と考えております。

今後も積極的に捕獲を推進することや、来年度予算では、鳥害・獣害被害の防止施設の資材購入に対しまして補助事業を新設をして、今回の議会に上程をしてあるところであります。

また、松くい虫対策について、町では、毎年松くい虫に被害のあったアカマツの駆除を実施しております。過去3年間の実績は、平成26年度では772立方メートル、事業費で2,047万円余、平成25年度では792立方メートル、事業費で2,047万円余、そして、本年27年度では800立方メートル、事業費で2,204万円余となっております。これは、国・県の補助事業をできるだけ要望し、活用しながら対応をしてきているところですが、その量を伐倒しても全量駆除ができないということで、逆に、被害を受ける山林は増加しているような状況となっております。

このような中、町として一番守らなければいけない場所、それについては、県の天然記念物にも指定されている笠取峠の松並木だと思います。この場所が被害を受けないう、最近では、毎年重点的に伐倒駆除を実施しております。

そして、被害が、以前は標高700メートルぐらいが上限だとされていましたが、温暖化の影響もあるかと思いますが、最近では、標高800メートルくらいまで被害が及んでいるようでありまして、これ以上標高の高いところへ被害が及ばないよう、対策

を講じているところであります。

続きまして、遊休荒廃地の関係であります。

毎年、農業委員会では、耕作放棄地の現況調査を行っております。平成27年、本年度の調査結果では、速報値ということではありますが、全体で364ヘクタール、うち再生可能な面積は227ヘクタール、再生が難しい面積が137ヘクタールとなっております。これは、昨年と比較しまして、全体で残念ながら10ヘクタール増加した結果となっております。

町では、復旧のための補助金や国の再生利用の交付金を活用して復旧を進めたり、耕作放棄地にならないよう、中山間特別事業や多面的事業交付金を活用して対応をしているところであります。

耕作放棄地の非農地認定については、条件もありますが、農業委員会による調査の結果を踏まえ、地域を定めて順次農地所有者への利用意向調査などを行い、進めていく予定であります。

町として、非農地エリアを増やしたいのかということではありますが、荒廃地の調査において、再生可能な土地と、再生が難しい土地という判断をさしてきていただいております。再生可能な農地については、できるだけ再生をしていくというようなことです。また、再生が難しい農地については、利用意向調査を踏まえまして非農地決定をするなど、対応が必要かと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 監査委員の指摘事項については、引き続き対応をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まとめになりますが、建設課関連の質問も含みまして、担当課での施策のリストというものは、しっかりつくられているということはわかりました。そのリストをしっかりとマスタープランに落とし込むということが、その施策の明暗を分けるということになると思っておりますので、そのマスタープランをしっかりと作成されることを切に願ひ、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋春江君） これで1番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**8番、森本信明君**の発言を許します。

件名は **1. 平成27年度末における行財政運営について**

2. 平成28年度予算（案）について

質問席から願います。

〈1番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 通告に従いまして、8番、森本です。最初に平成27年度末における行財政運営についてということで伺いたいと思います。

町長は、今議会の招集の挨拶で期に編成がされていた予算を継承することにより、粛々と町政運営に努めた。立科町らしい小回りのきく身の丈に合った行政、発想の転換、新しい価値観、自由な意見交換、アイデアの出し合える町づくり、町民と行政がよきパートナー等々の就任初年度の平成27年について述べられております。

米村町長は就任して、初年度の予算執行でありました平成27年度の一般会計予算総額と補正額の経緯を見ますと、当初予算は骨格予算として収入歳出それぞれ46億1,900万円を引き継ぎ、その後、補正予算（第1号）から（第4号）12月までの追加補正額は5億9,542万9,000円であります。そして、今議会での補正予算（第5号）では、1億4,447万2,000円の減額し、総額50億6,995万7,000円となっております。ついてはです。これらの一般会計予算補正と予算執行経過を踏まえて、平成27年における予算執行主な事業進捗状況について、改めて町長に答弁を求めるものであります。

なお、主な事業進捗状況については、具体的な説明を求める欄には掲げてありませんけれども。主な進捗状況では、防災情報発信設備事業と一般会計補正予算（第5号）繰越明許の社会資本整備総合交付金道路整備事業、町道平林真蒲線等について、これらの事業内容については、事務当局から詳細について担当課長に答弁を求めるものです。よろしく願います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいま、森本議員からのご質問、予算執行主な事業推進進捗状況についてというご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられたとおり、平成27年度の一般会計の当初予算は46億1,900万円と前年比2億7,400万円と大規模な予算編成でございました。そこに加えて防災拠点づくり事業による庁舎耐震補強工事、太陽光発電設備工事、マイナンバー関連事業、情報セキュリティ強化事業などの必要な事業について、補正予算によりお認めをいただき進めてまいりました。

この定例会に提出しております補正予算（第5号）では、総額50億7,000万円に上る予算となっております。さらに、平成26年度予算から繰上げ事業が3億2,400万円あまりでございますので、職員一人ひとり責任を持って事業推進に当たってもらい概ね

事業どおり進捗しているところでございます。詳細につきましては、総務課長より報告をいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それではお答えをいたします。

平成27年度の財政運営では、当初予算で基金からの繰入れが3億6,000万円、起債借入れが5億4,850万円でしたが、今回の補正予算（第5号）までの状況ですけれども、基金からの繰入れは行わず、起債の借入れも5億3,000万円程度の見込みとなりました。これは、当初予算より1,800万円程度少ない借入れになる予定であります。

計画していた事業は概ね順調に進捗しておりますが、社会資本整備総合交付金道路整備事業、平林真蒲線改良工事と小学校線改良工事の2路線において、工事の発注は既に済んでおりますが年度内完成が難しい状況であり、1億2,119万8,000円を繰越す補正予算を今回提出してございます。

また、平成26年度予算からの繰越事業では、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金によるものが7事業、7,370万円。小中学校の体育館防災機能強化事業1億5,772万2,000円など16事業、総額で3億2,424万円ほどですが、事業進捗に伴い不用額も若干発生しておりますが、全ての事業において完了する見込みでございます。

また、報道等でご存知のとおり、国では補正予算により地方創生加速化交付金を創設し、年度内に交付することとしております。立科町でも事業を申請していく予定であり、事業が固まり次第、今議会に追加提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、これらの事業につきましては、全て繰越事業となる見込みでございます。

防災無線の事業でございますけれども、平成27年4月17日に契約をいたしまして、工期は28年3月25日となっております。請負代金が3億1,962万4,920円ということでございます。事業につきましては、概ね終わりをまして、ただいま変更の設計をしております。若干の減額になるというふうな予定で事業は進んでおります。

以上です。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えをいたします。

平成27年から28年度での建設課にかかる繰越事業でございますけれども、平成27年度社会資本整備総合交付金事業での町道平林真蒲線改良工事、町道小学校線改良工事の2つが該当してございます。まず、町道平林真蒲線改良工事でございますが、工事場所は真蒲でございます。施工業者は株式会社小宮山土木、契約額につきましては8,802万円でございます。工事の内容でございますけれども真蒲橋の架けかえ工事を含めまして、総延長100メートルを施工するものでございます。車道の幅員につきましては、5メートル。歩道については、真蒲に向かいまして左側に幅員2メートルの

歩道を整備することとなっております。

竣工の予定でございますけれども、河川での工事につきましては5月から10月までは出水期ということになりまして、工事が行うことが不可能でございます。出水期前の4月末までに新しい橋の完成、これもできないことから不要な通行止めを避けるために、平成28年の秋に着工し竣工予定につきましては、平成29年3月31日となります。

次に町道小学校線改良工事でございますが、工事場所は八天台でございます。施工業者は株式会社松本組、契約額2,494万8,000円でございます。工事の内容につきましては、たてしな保育園横を県道から延長93.1メートル施工するものでございます。車道幅員につきましては5.5メートル、歩道は、たてしな保育園側に幅員2.5メートルの歩道の整備をいたします。

竣工の予定でございますけれども、保育園や小学校への通園、通学道路ということで、また、学校あるいは保育園での各種行事等も考慮いたしますと、工事期間の延伸が見込まれるわけでございますけれども。竣工予定につきましては、平成28年の7月の29日となります。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それぞれ、平成27年度3月を迎えるということで、それぞれの各課で多めに取り組んだということだと思えます。総務課長のほうから先ほどありましたように、平成27年度の事業については、繰越しを除いて順調に竣工しているというふうに受けとめておるわけでありませう。

については、先ほど防災行政無線運用方針ということがあろうかと思えます。この際、この事業の内容について町民向けというか、こういうもので町民の皆さんにお知らせするようなことがありましたら、この機会でありませうので答弁をいただければと思えます。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

総合防災行政無線につきましては、各地区の公民館等に屋外受信機というポールを建てまして、そこからスピーカーで流れるものと、それと公民館の中に屋内の受信機、子機を入れて町からの放送が聞けるというものでございます。放送の内容につきましては、町からの任意放送ということで、防災、防犯に関する連絡業務、また緊急放送といたしましては、火災時の情報の伝達、それと出動の指令、災害の発生の情報の伝達、非難指示等でございます。

また、全国瞬時警報システムJ-ALERTと言われるものなのですが、それと連動しておりまして国民保護情報につきましても連携して流れます。これはゲリラがあつたり、航空攻撃があつたり、弾道ミサイルがあつたりというそんなようなものでございます。それと緊急地震速報、これは推定で震度4以上のものが放送として流れま

す。

それと気象情報で、特別警報と言われる豪雨等の甚大な災害の発生の恐れがあるようなものについては、特別警報という形で流れる予定になっております。また、今回そのものを利用して緊急速報メールというものを発信をしていきます。これは3社の携帯電話のほうへ、ただいまのJ-ALERTの情報、あるいは役場からの緊急速報等メールで流すことが可能になってくるということでもあります。

エリアメールと言われるもので、この立科町の地域にいらっしゃる皆さんのところへ流れるというそのようなものになっております。それと、このシステム自体が実際に作動しているかどうかというようなことを、確認するためにお昼の時報ということで1日1回お昼にチャイムを鳴らす予定になっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 防災の金額的にも大きくかけてやっているわけでありまして、当然、今までに完成をして一時試験的に放送した例がありまして、それぞれ各地区に1カ所ということで設置されたようでありまして、その放送を聞いて何か地区の皆さんから、何か問い合わせがあったとか、よく聞こえたとか、聞こえないとか、そんなことが報告がありましたらお願いをしたいと思えます。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

役場のほうへは、そのような連絡は入ってきておりません。また、実際の運用開始は4月1日からを予定しております。また4月には区長さん、また部落長さんに一度に集まってもらって、区長部落長会というのを役場のほうで行うようになっておりますので、そちらの中で取り扱いの方法とか、やり方等についてはご説明をして、ご協力を願っていきたくと思っています。

また、住民の皆様向けには広報5月号になってしまうのですが、5月号のほうで詳細についてお知らせをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それでは、続いて繰越事業ということで、先ほど建設課長のほうから繰越事業2カ所の説明がありました。2番目にあつた八天台の小学校道路の改良工事については、先ほど同僚議員が質問を下げしております。私はこの内容等については、全員協議会なども、また資料をいただいて承知をしておるところであります。

一つはこの工事の発注状況、事業の取り組みの内容を見ますと、当初の工事予定が27年の10月から28年の3月と真蒲橋の施工のみを見込むと、さらに、これらの工事発注に至るまでの間、測量設計並びに河川管理をしている佐久建設事務所等との協議について、それぞれ26年から27年の8月までとこういうことで行われて、なおかつ測量

設計については、27年8月から12月までということでの取り組みをされる。その年に工事発注がされている状況の報告をあります。私は少なくとも、この大きな事業を抱えていく中では、前年度に河川協議、それから並び測量設計を終えて工事発注が早目にできる。実情とすれば工事をやるということは、当然、現場を見ると農業者が通行するとか、こういうことで工事が実際にはできない事情があると思うのです。

その点、どのような取り組みをされたかということで、私自身は事前に前年度の中で協議を済ませて当年度では工事発注のみ、工事を終えるというような取り組みが必要ではないかと思います。あわせて標準工期についてもお伺いしたいと思います。

2点について建設課長答弁をお願いします。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちら2つの工事の関係が繰越しということになってしまっているわけですが、特に真蒲につきましては橋の架けかえというようなことで、河川協議等進めておったわけですが、これについては、予想以上に時間が費やすことになってしましまして、結果的に繰越し事業の施工となってしまったわけですが、

標準工期でございますけれども、これは適正な工事を行うための期間ということで、設計額並びに工種によりまして長野県の建設部積算基準及び標準歩掛によって算出しているものでございます。

まず、町道平林真蒲線の改良工事、こちらの標準工期につきましては、239日間。それから、町道小学校線改良工事につきましては、標準工期134日間ということになっております。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それぞれ標準的に請負額によって、それぞれ標準工期が決められているということ。ただし、その中で現場の状況とかいろんな通行状況とか、こういう関係で工期が決まってくるかと思えます。

私自身は繰越し事業をそのものをだめだと、こういうことではなくて、少なくとも、いろんな事業を進めていく上では、事故とかいろいろあったり、またいろんな周囲の状況とかあったりして、繰越し事業というものが事務的取り扱いにあるということを知の上で申し上げております。少なくとも、今の工事が途中で終わられているというような実情を考えますと、また、業者も段取り上の都合からも少なくとも契約から始まって竣工まで休工期間をなくして工事をする。そのことが工事の業者の責任でもあろうかと思えますし、また、地域の皆さん、それから通学する児童、生徒の皆さんにも安全に配慮をされるというふうな状況だと思います。

あわせてこの当然、時期的に工事が休工になるということでありまして、工事期間中は休工になるわけでありまして、その期間と道路管理者に関しての責任ということに対しては、どのような状況になるのかということについてお聞きをしたいと思いま

す。建設課長お願いします。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

今回の工事の休工につきましては、工事中止という形をとります。それで工事の中止中につきましては、町が管理の責任を負うというような形になっております。ちなみに休工中の場合につきましては、施工業者が道路管理の責任を負うということになっております。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それでは、いろんな事業で先ほども27年度の事業については、スムーズにやったということで、この繰越し部分を除いて、まだ完了しないということの報告でありました。そこで、いろんな町の事業について工程管理とか事業の進め方について、どのように進捗状況について管理をされているのか。会議を持たれているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

少なくとも、実施計画を立てる段階からそれぞれ総合計画課ですか、実施計画をされたり、また予算管理、それから支払いの関係は会計出納室とか、こういうところでこの事業の進捗状況を管理されていると思いますけども。その辺についてどのようにされているのか、総合政策課長のほうでよろしいですかね。答弁をいただければと思いますけど。総務課長でどうですか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 単年度ごとの事業の進捗状況の管理という、こういうことでございます。当然、事業、予算を執行していくというのは、担当課の責務というか工事あるいは、いろんな業務については、その担当課のほうで責任を持ってやってもらうというのが当然のスタンスではございます。

しかしながら、年4回議会の中で補正予算をお願いしているという中で、財政系のほうで事業の執行状況について、それぞれ本年度事業完成にならないようなもの。あるいは繰越しになってしまうようなものについては、その都度、担当課のほうへどうなっているんだというような、そういう補正予算のほうへ反映させるように催促をしていると、こういう状況でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 次には、白樺高原の冬季シーズンの現状についてということでお願いをしたいと思います。

長野地方气象台によると、県内のこの冬、昨年12月から今年の2月の天候まとめは、いろんな現象などで、自然現象などで平均気温は平成24年に次いで、史上2番目の高さだったと。積雪降雪量は観測している13地点で全て平年を下回り、記録的な暖冬だったとこう言われております。索道事業等の関係につきましては、同僚議員が先

ほど質問をしておりますので、私のこの質問については、このような気象状況の中で冬季シーズンの集客、宿泊業、サービス業等の現状について、今日までどうだったかということについてお答えをいただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） お尋ねの白樺高原の冬季シーズンの現状はについて、お答えをさせていただきます。

気象の状況につきましては、先ほど議員ご指摘いただいたとおりの状況でございます。当白樺高原の降雪量につきましては、正式な記録はないわけなんですけれども、例年から見ると半分以下、3分の1程度ではないかというように積雪量についてですが、推測をしているところでございます。若干スキー場のことにつきまして触れさせていただきますけれども、まず、冬山開きが雨にたたられてしまったと。そこからスタートしたわけでございますけれども、自然の降雪もなく、かつて経験のないような暖冬によりまして、スノーマシンによつての雪造りもできずに、白樺高原国際スキー場につきましては、予定していた12月15日から4日遅れの19日。しらかば2 in 1スキー場につきましては、8日遅れの23日というように、オープンの延期を余儀なくされたところでございます。

年が明けましても、まとまった降雪は1日のみという状況でございます。また1月、2月、冬にもかかわらず大雨が降るといふような状況でございます。このため滑走可能エリアの拡幅も思うように進まず、また白樺高原国際スキー場につきましては、一番長いコース、クロカン&チャレンジコースと申しておりますけれども、こちらについては、たったの3日しかオープンできなかったという状況でございます。

これらは当然、売上にも大きく影響してございまして、2月末時点で来場者で2割弱、売上で前年比24.5%減ということで、非常に厳しい状況でございます。地域のホテル、ペンションなど地域の宿泊事業者の皆様にとりましても、12月につきましては、オープンの遅れや連日の雪不足という報道等もある中でキャンセルが非常に多かったというふうにもお聞きしております。

年が明けましても、ゲレンデの雪不足に加えまして、もともと曜日の並びがよくなかったということも、相まって宿泊パックあるいは食事やレンタルパック券の取り扱い状況を見る中で、そちらが35%程度減少しておりますので、地域の事業者の皆様も同程度のいろいろな面での落ち込みがあったのではないかというふうにも、推測をしているところでございます。

また、暖冬の影響は女神湖の関係、例年、氷上ドライブということで人気を博しておりますけれども、こちら3日程度しか営業できなかったというふうにお聞きしております。

また、本年5回目を迎えました雪合戦大会、これも雪不足と降雨のために急遽、蓼科ふれあいセンター体育館の中で行ったということで、青空のもとで雪合戦を楽しみ

に来られた選手の皆様には残念な状況だったと思います。

また、各地に被害をもたらしました雨氷でございますけれども、こちらにつきましては、当町におきましては、比較的軽微であったと思っておりますのでございます。

なお、スキー場にとりましては、非常にいいことのない雪不足でございますけれども、町道の除雪費用については、当然ながら前年比1,000万を超える費用減ということになっております。いい話題のない今シーズンでございますが、白樺湖ではワカサギ釣りが12日ぶりに復活したというような明るい話題も耳にしたとしているということでございます。

以上が、白樺高原の冬季シーズンの現状ということで、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 自然現象の中で、積雪量が時期的に非常に遅かった。また、積雪量が少なかったということで、いろんな面でとりわけ町外の施設もさることながら、そこに営業も伴っている事業主の皆さんに大きな痛手があったのではないかというふうに思っています。あるスキー場のところでは、収入が非常に少なく経営困難、それから生活にかかわるような状況である程度の町としての支援策がとられた。それはどうしてかと言うと、借入りの利子補給とか、こういうものがとられたような状況も耳にするところであります。

その辺について、当町の白樺高原について、その事業主に対する支援とか、要請とかこういうものがあつたかどうかお聞きをしたいと思います。それは総合政策のほうでよろしいですか。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

事業主の皆様方には、商工業振興策といたしまして、融資のあっせんですとか、利子補給という制度を設けております。

今回の雪不足、経営不振等を理由としての借入りのお話は直接はこちらにはいただいておりますけれども。金融機関を通じて相談がされているものには、もし、あるとすればいるのかなと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 非常にここだけでなく、雪が非常に少なかったということで、経営事業主の皆さんに大変ご苦労がされている状況があると思います。ぜひ、また相談がありましたら、ご検討いただいて相談に乗って、町として支援ができるような状況があったら、ご指導がいただければと思います。

続いて、平成28年度予算案についてであります。

町長は、同じく今議会の招集挨拶の中で、新年度予算編成においては、中長期的な

視野を持ち国の財政運営及び地方財政政策等の動向を踏まえ、立科町総合戦略の歩みを確実に進める等々述べられています。ついては、一つとして、第5次振興計画総合戦略等がどのように予算案に反映されているのか、一つとして施策分野ごとの具体的な施策数値目標、財源の確保、予算の配分。

2つ目として、行財政運営にあたっての執行体制、進捗管理、人材確保について町長に答弁を求めたいと思います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

招集の挨拶でも申し上げましたが、急速に進む少子高齢化に歯どめをかけ、住みよい環境を維持し将来にわたって自立した町づくりを進めていくため、平成27年度を初年度とする第5次振興計画の5つの基本目標を継承した、立科町総合戦略を今年度策定をいたしました。

平成28年度予算編成にあたり基本目標である活気ある経済を創造する町づくり、豊かな自然とともに暮らす安心・安全な町づくり。郷土を愛し心豊かな人を育む町づくり、健かにいつまでも地域で暮らせる町づくり、地域の力で活力あふれる町づくりの実現と計画に掲げた数値目標の早期達成に向けた各施策の展開を図る予算編成を行いました。

特に、重点視としております子育てしやすい町づくり、定住移住したくなる町づくりを掲げましたが、これは、総合戦略におきましても重点的に実施する施策の一つとして取り組んでまいります。具体的には、保育料の減免、保育園施設の整備、児童館の充実、妊産婦に対する福祉医療給付事業の実施、地域おこし協力隊の採用、移住定住者向けの住宅新築助成制度等でございますが、そのほか重点的に実施する政策内容につきましては、担当課長より申し上げます。

いずれにいたしましても、第5次振興計画立科町総合戦略に掲げた施策を総合的に、また、継続的に実施していくことで将来にわたって、活力ある地域社会を維持していくことを目指しております。それぞれの施策には、成果指標を掲げておりますが、事業を推進していく過程におきましては、PDCAサイクルによる指標管理や事業進捗管理をあわせ、事業の見直しも行ってまいります。

また、事業推進に伴う財源の確保や予算の配分につきましては、限られた財源の中で大変厳しい状況ではありますが、事務事業の見直しを図るとともに、国、県の補助金や交付金の活用や自主財源の確保、有利な借り入れの検討、基金の活用を計画的に行っていくことで、遅滞ない事業の推進を図ってまいります。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） 第5次振興計画及び総合戦略の施策分野ごとの事業内容につきまして、特に平成28年度予算案における新規事業を中心に若干お時間をいただきます

が、申し上げます。

基本目標 1、健やかにいつまでも地域で暮らせる町づくり。こちらは保健福祉分野でございますが、施策の 1、心と体の健康支援では、生活習慣病対策の充実を図るため、保健事業用の公用車を更新。また、胃がん、子宮頸がん、マンモグラフィの病院施設検診の補助金を創設いたします。

施策 3、地域医療体制の充実では、佐久医療センターの運営費負担金を計上し、この財源は特別交付税で 8 割が措置されます。

施策 4、地域福祉の充実では、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化に対する取り組みとして、婚活支援事業補助金を創設し、企業、団体等が行う出会いのイベント企画等に対して助成を行います。

施策 5、高齢者福祉の充実では、緊急通報装置の整備により 24 時間体制の対応と、高齢者共同住宅の施設管理委託の実施。

施策 6、介護サービス事業の充実では、佐久広域の福祉施設移管に伴う整備負担金のほか、通常の介護保険特別会計への繰出しにより、介護保険事業の適正な運営に努めます。

施策 7、障害者サービス事業の充実では、地域生活支援として日中活動、居住サービスや相談支援の充実を継続して進めます。

施策 8、社会保障医療費助成の充実では、通常の国民健康保険特別会計への繰出金のほか、新たに妊産婦に対しての医療費助成を行い、福祉医療制度の充実を図ります。

施策 9、温泉館権現の湯の充実では、源泉水中ポンプの引き上げによる定期的な修繕を行い、源泉の安定供給に努めます。

続いて、基本目標に郷土を愛し、心豊かな人を育む町づくり、こちらは教育文化分野でございますが、施策 1、たくましく羽ばたく立科っこ教育では、特別教育支援事業に講師 2 名を増員し、さらなる充実を図るとともに、小中学校施設の整備を行い教育環境の充実を図ります。

施策 2、子育て支援の充実では、保育士や児童館構成員の増員、また保育園の保育室にエアコンの設置のほか、施設整備を行うことにより保育サービスの充実を図ります。

施策 3、学びによる豊かな人生を目指してでは、平成 29 年度から実施される信州型コミュニティスクールのアドバイザーとして、平成 28 年度から公民館長を配置し、指導者の確保と育成を図ってまいります。

施策 4、スポーツで築く健康で豊かな人生と絆づくりでは、権現山運動公園に防犯カメラを設置することで、公園内の安心・安全な環境保全に努めます。

施策 5、心のふるさとは、歴史のふるさとは、歴史文化の発信拠点でもあります、ふるさと交流館の経年劣化による施設整備調査を行い、長寿命化を図るものです。

基本目標 3、活気ある経済を創造する町づくり。こちらは産業振興分野でございます

すが、施策1、町の魅力が生きた農業農村づくりでは、農業用ビニールパイプハウスの設置補助、りんご苗木購入費補助、鳥獣被害防止施設の資材購入費補助、水路等修繕補助等を新たに設け、農業の担い手確保と総合的な支援を行うとともに、直売加工施設の整備を行い利便性の向上や誘客も含め、農業の活性化を図ります。

あわせて米生産農家の所得向上に向けた取り組みとして、ふるさと寄附金による農業支援をまいります。

施策4、魅力ある観光の振興では、観光地のイメージアップを図り誘客につなげるため、観光施設の整備、あわせて白樺湖周遊ジョギングロードの整備を進めてまいります。財源には辺地債も活用してまいります。

基本目標4、豊かな自然とともに暮らす安全・安心な町づくり。こちらは、生活自然環境分野でございます。

施策3、住環境の整備と定住移住の促進では、立科町へ人を呼び込む、移住していただく、また立科町からの転出を抑制するための施策として、移住体験住宅の活用やイベントの開催、移住者へのPR事業を進めてまいります。

また、昨年度の繰越交付金事業で行いました移住者向け、住宅新築補助を町内在住者へも拡大することといたしました。移住者として、地域おこし協力隊も採用し、新たな視点での町の活性化につなげていきたいと考えております。

施策5、循環型社会の推進では、地球温暖化対策として既存の太陽光発電施設設置補助に加え、クリーンエネルギー自動車購入補助として、電気自動車等購入に対しての補助を新設し、事業を一体的に推進していくため、地球温暖化防止活動補助金といたしました。

また、施策としては、3の住環境整備にもかかわりますが、住宅断熱性能向上リフォーム助成金につきましても、あわせて推進してまいります。

また、新クリーンセンター温水利用型健康運動施設整備に伴い、一般廃棄物の減量化を推進するための収集車両の更新、生ごみの堆肥化事業の実施、施設整備負担金を計上いたしました。

施策8、公共交通の充実では、住民の大切な移動手段であるスマイル交通の運行に際し、安心・安全な運行を図るための車両の更新を行います。

施策9、防災減災対策の充実では、災害発生に備え消防施設の整備や防災行政無線の更新により、防災情報伝達体制の強化を図るものです。

施策11、高度情報化への対応では、地域情報通信機器の更新と番号法にかかる個人情報取り扱い事務台帳の整備により、安心して安定した情報の管理を行うものです。

基本目標5、地域の力で活力あふれる町づくり。こちらは協働自治分野でございますが、施策の3、行政の透明化では、ホームページの保守管理委託であります。今年度事業におきまして町ホームページの更新作業を進めております。新年度に向けて、今以上に必要な情報が必要なときに、どなたにでも容易に情報が入手でき、あわせて

立科町の魅力を十分に発信できるよう、全職員で構築をし、継続してホームページの充実に努めてまいります。

施策5、計画的、効率的、効果的な行政運営では、広域的な行政間等の連携による行政事務の合理化や、番号法への対応などの行政改革を推進いたします。具体的には、情報系サーバーの整備、コンビニ交付サービス利用のシステム導入、平成25年度に構築した統合型地理空間情報活用システム、いわゆるJISでございますが、こちらの航空写真撮影によるデータの更新を行い、住民の皆様の利便性の向上と事務事業の効率化を図ります。

また、公共施設の現況を把握し、有効利用や長寿命化など将来の財政運営を見据え、公共施設等総合管理計画を策定することにより、財政負担の軽減や平準化に取り組み、あわせて今年度整備をしています建物、土地、備品にかかる固定資産台帳について平成28年度は道路、橋梁、河川等の整備を進めてまいります。

以上、平成28年度一般会計予算案の新規事業を中心に申し上げましたが、このほかの各種事業や継続事業、また、特別会計等事業、ゼロ予算による推進事業等を含め振興計画及び総合戦略で取り組む事業につきましては、事業実績の検証、評価を行い、成果指標達成目標を設定し、予算へ反映したものであります。

成果指標につきましては、振興計画では平成25年度実績、総合戦略では平成26年度実績をベースに平成31年度における目標値を設定しております。

毎年度、事業評価とあわせ目標値の達成状況、事業進捗管理につきましても、検証を行います。28年度につきましては、平成27年度実績に基づく検証を行い計画の見直しや、予算に反映をしていくこととなります。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） まことに丁寧に大部分時間をかけていただいて、説明をしていただきまして、私どものほうから質問する時間がもう8分ほどになっていました。

これについては、私の質問の仕方とかこのことについて、反省をするところであります。

1つ、確実にお答えいただきたいのですが、私どもに提示をされた予算書の内容についてを、先ほど総合政策課長が申し上げたように、政策ごとに第5次振興計画、それから総合戦略。今、課長が言われたような内容の資料として提示をしてほしいというのが1点なのです。

それから立科町人口ビジョン総合戦略ということで、各家庭にこれが配られていますよね。少なくとも、今言われたような状況をやっぱり市民に知らせる必要があるんじゃないか。情報公開をする必要があるんじゃないかと、こういうふうに考えます。その辺について、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

総合戦略また振興計画を進めていく上で、数値目標、これらのほかK P I 重要業績評価指標等の目標値がございますが、これらの達成度につきましてはP D C Aサイクルを導入して、効果検証を行うこととなります。これらの公表につきましては、内容、方法等は今後検討いたしまして、人口減少の克服とまた、それらを町民共有の課題として、全町を挙げて戦略に取り組んで行くためには、公表していくことが大切だと私も考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） あと細かいことは、ちょっと聞きたかったわけではありますが、最後になるうかと思えますけれども、簡単に総合管理計画ですか、これについて予算計上がされております。今までの同僚議員の中でも、図書館の関係とかいろいろなある公共施設の内容について、十分つくってほしいとか。町長の答弁の中でいきますと、それは、総合管理計画の中で立てていきたいと。こういう答弁でありました。

これから、今、多くの前回質問されたときにも、公共施設が非常に建つにあるし、耐用年数も来ている状況の中であるということでもあります。

その辺について、時間制限して申しわけありませんけれども、2分程度で総務課長のほうからご答弁いただければありがたいと思います。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それではお答えをしたいと思います。

立科町公共施設等総合管理計画策定にあたりましては、その経費につきましては、平成28年度の当初予算のほうへ計上させていただいてございまして、委託料で404万円を計上してございます。

本年度、整備しています平成27年度で整備しています財産台帳に基づきまして、これから30年程度の施設の将来見通しを分析をいたします。それをもとに管理計画を作成していきたいというふうに考えています。管理計画につきましては、指標でも10年以上のものをつくりなさいというようなことの、国の指導もございまして、そのような形になろうかと思えます。

実際には、専門的な知識が必要になってまいりますので、専門業者に委託をして策定していくという、こういう流れになろうかと思えます。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それと、財源の関係ですが、これが26年から3カ年ということで、交付税措置がされるということではありますが、その辺のところについては、いかがになっているのでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 議員さんおっしゃるとおり、来年までは交付税措置があるということとでございますので、それにあわせて立科町もやりたいという。こういう予定であります。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） あと時間が少なくなってしまって、いろいろ聞きたかったわけではありますが、少なくとも第5次振興計画、それから総合戦略ということで町の計画がこの目標に向かってあります。町長の中の答弁でありましたように、十分精査をしたり、いろんな事業を見直ししたり。町民とのコミュニケーションを深めて進めて行きたい。

先ほど来もありましたように、総合政策課長の答えに、事業推進をきちっとした数値目標があり、進行状況を年ごとに精査をして、残事業調査等をして進めて行く必要があるかと思うのです。あわせて、これは人材の確保ということでもあります。この辺については、社会人枠ということを採用したりしているということでもあります。町長の考え方の中で今回の中で、課を商工観光課とそれから企画課にわけて行くと。同僚議員からもいろんな質問がありました。所在地の関係とか、少なくとも私は課を名前を変えたりするというよりか、その中で十分な職員体制を図っていくということが必要ではないかと私は考えます。名前を変えるとかじゃなくて、少なくとも、今、総合政策課でやれている人員が果たして、その政策を進めて行く上で必要な人員であったかどうか。その部分について、増員をすべき。また商工観光課にしても、上と下にわかれるという状況よりか、もっと人員を増やす必要があると思うのです。

一般会計の今年度予算の中で給与費、職員数についても。例年よりかも予算計上人員では若干下回っているような状況にお見受けをいたしました。それからホームページの関係も前々から、充実をさせるべきだということで、専門職を採用して対応したいと。これは前町長の中でも答えられておりました。

あわせて、事業推進にあたっては、やっぱり建設事業にあたっては水道事業にあたっては。やっぱり、専門的なプロ的な要素で私は必要ではないかと。こういうことを考えていくと、人員の増員。それからプロ的な要素、専門職的な要素で職員採用というものを考えていく必要があるのではないかと、こういうことだと思います。

その辺について、町長で1分ほどで答弁をいただければと思います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、議員が言われたとおり、課を変えるということで、そういうことよりも、現在のある課の中で人員の補強をというようなご質問だったと思います。私は課を変えるということ、一応、課で今どういう事業をしているかということ、しっかりと精査をした中でほかの課でそれができるのであれば、その課に移しながら、もっとスリムな形の中で動きやすい事業が課でできるかなということを考えております。

また、人員の確保についてもしっかりとみながら、これからの厳しい財政運営の中

を考えて、またこれからの新しい人材も確保していきながら、考えていきたいなというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 少なくとも、これから28年度の業務を進めるということになります。課の設置等についても、十分それぞれが職員間と町長自身も話を持ったりして、事務事業がどう進められているということも、把握する必要があると思うのです。少なくとも、だから職員とのコミュニケーションも多いに必要だと思います。その点は、十分配慮をいただいて28年度に向かって頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（土屋春江君） これで、8番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、9番、西藤 努君の発言を許します。

件名は 1. 不登校・いじめ・問題行動・スマホ使用の現状と対応は

2. 運動会種目に於ける、組み体操の危険議論と対応はです。

質問席から願います。

〈9番 西藤 努君 登壇〉

9番（西藤 努君） 9番、西藤です。通告に従い、一般質問をいたします。

3月、4月、小・中の子供たちは別れの時期、また進級の時期、また出会いの時期等、期待がある中で環境も随分変わる時期と思っております。また、本年5月につきましては、教育委員会において学校基本調査があるかと思っております。それに当たり、当町の現状というものが明らかになってくるのではないかなと思っております。学びの学校が楽しくて、また心身ともに成長を願うものでありますが、心配なこともある中で、改めて質問をするものであります。

まず、第1について、小・中生徒児童の不登校の現状とその対応についてです。文部省、厚相によりますと、全国小・中学校の不登校児童生徒数は、12万2,900人強となっております。県教育委員会公表は2,173人と報告されております。過去6年間の推移を見ても2,000人を超えた状況に、あまり変化は見られない状況であります。

当町でも何人かは登校できない状況にあると聞いております。さまざまな施策を展開している状況ではあると思っておりますが、学校設置者として、学ぶ権利をどのように取り組み、その現状と対応についてお伺いいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ご質問にお答えをさせていただきます。

西藤議員もご心配のとおり、現在のこの子供たちを取り巻く環境というのは、非常に全国的に厳しいものがあるというふうに私も認識はしております。また、私も学校教育については、教育長とともに協力をして進めていきたいというふうに考えております。

また、全国調査によれば、小学校における不登校生の存在比率は0.7%、中学校では33%となっております。いじめの認知件数は、全国が小・中ともに平成23年度まで400件程度で、年々減少する傾向であったのが、平成24年度からは900件と倍増をしました。これは、国のいじめの定義が変わったからでありまして、目に見える事象がなくても、被害者が精神的苦痛を受けたと思えばいじめとカウントするようになったからであります。

当町における現状につきましては、担当からご説明をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 西藤議員から、不登校・いじめ・問題行動・スマホ等についてご質問を承っております。

今、不登校生の存在について町長から説明がありましたが、中学校では3.3%でありますのでよろしくお願いいたします。

残念ながら私どもの町でも、これらの問題は現に存在します。まず、不登校生の現状と対応ということでございますけれども、当町では毎月定例教育委員会が行われておりまして、その場でそれぞれの学校での児童生徒の状況が説明、報告されます。月ごとに若干の数の変動はありますけれども、小学校及び中学校において、残念ながら若干名の不登校生が存在しています。これらの児童生徒のうち、全く学校に来れない生徒もごくわずかいますけれども、ほとんどの生徒は中間教室に通っております。つまり学校へは来ています。この不登校に至った原因は、生徒によって全部違うわけですし、多々あるわけですが、人間関係のトラブルとか疾病にかかわるものもあるし、また家庭の問題ということもあります。

このような児童生徒につきましては、学校のほうで毎日担任が家まで迎えに行く、電話で連絡をとる等の対応をしています。学校に来れる生徒につきましては、学校の教員が現級復帰を目指して指導をしています。学習もしております。町といたしましては、そのような中間教室に通う生徒のために、町単独の加配教員を複数名学校に配置して対応しています。

以上です。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） そうすると、今の答弁の中では、まんざら来れない状態ではないというふうな話も伺いました。私的には、ほぼもう出て来れていないのかなと、ちょっとそこら辺が心配でありました。

現状、不登校の定義は30日以上っていう定義がありますが、ここ最近、多分そうなると思いますが、実態がもっと細かく知りたいと、調べたいということで、文科相は従来の30日以上欠席に加えて90日以上欠席と、それから出席日数が10日以下、それから出席日数がゼロ日という3つを加えるというものが公表されております。

したがって、これはまだ通達して来てないのかもわかりませんが、多分5月の調査にはこういうものも加味されてくるだろうなと思います。そうすると、我々に聞こえてくる部分は30日以上で不登校なんだというのですが、その中でもゼロとか今、教育長おっしゃいましたがゼロではないっていう子供もいますので、ゼロではない、じゃ何日なのか。10日くらいしか来てない、それも実際に30の中に入っちゃうということで、やっぱり細かくすることによって、また新たなそのような対象になることがあり得るのかどうか、この辺教育長どうでしょう。まだ正式なことではないと思いますが、この3つは追加になることは確かだと思いますので、これをした場合に、やっぱり学校とすれば、もっと細かく分類されるものですので、それに対して指導の仕方やなんていうのはどこか変わってくるというのは予想、推測等はお持ちですかね。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 今のところはそういう日数ごとに集約した表は今のところ持ち合わせていませんので、細かい数字は申し上げられませんけれども、今年度1日も学校に登校できなかったという生徒は今のところいません。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） それは大変よかったなと思います。そうすると、今、そのような状況になっている児童生徒の状況は、学籍というのは立科中学校、立科小学校にあるということでしょうか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） もちろん学校にあります。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） そうすると、学籍があるということで、これはこの子供たちは教育をしっかりと受ける権利、立科町に持っていると思いますので、この辺はしっかりとまたフォローしてもらいたいなと思ってます。

それで、もう一つ伺いますが、その生徒、児童たちの中で、親も含めて、やっぱり転校したいんだとか、それとかフリースクールに通いたいんだというふうな相談というのはありますか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 私が高校に在籍していたころは、かなりそういう話がありましたけれど、今のところ小学校、中学校ではそういう話はお聞きしていません。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 私も不登校を過ごした現在30歳と思いますが、その彼といろいろ知り合っておりまして、その状況のことはよく聞いておりました。そこから推測されるのは、本人も言っていたんですが、現状わかっているのは、本人は全部わかっているようです。ただ行けないという部分で、やっぱりその部分の接触がやっぱりどのような指導をしているのか、していくのか、その辺が大きな問題解決の一つかなと思っております。

これは、現状の子供たち、すごく苦しんでいると思いますので、もちろん学業の遅れがあっては困るんですが、やっぱり勇気を持って、自信を持って何とか学校に来て、また友達と一緒に過ごせるようにしてもらいたい、そのための努力をしてもらいたいなと思っております。

もう一つ、ここの不登校の部分で、次にしますいじめが原因で不登校になるという問題もありますので、それでは1番についてはこの部分で、2番目に移ります。

小学校、中学校のいじめ問題ということで、その現状と対応ということでお聞きしたいと思います。文科相の講習では、いじめの認知件数が18万5,700件とっております。長野県の教育委員会では1,384人ということで、定義が広がったせいもありますが、非常に多いという状況です。

それで、当町もいじめ防止対策推進法に基づいて、基本法制定していると思います。それをもって、いじめというものはあるものだとは思っておりますが、その取り組みはどのような状況にあるのか。当町におけるいじめの実態と、それからその対応について伺います。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 西藤議員おっしゃるとおり、日々、新聞、マスコミ等で毎日のようにいじめが報道されているということでもあります。

本町についてということですが、今年度について申し上げますと、小学校ではいじめの事案はありません。残念ながら中学校では数件の事案がございます、これらは全て県教委に報告してあります。先ほど議員もおっしゃったとおり、中学校では、先ほどの基本法、これに対応しまして、拡大いじめ対策委員会というのを開催しまして、事後の処理等に邁進したということがございます。

これにつきましては、県教委の指導主事、教育相談員、スクールカウンセラー、保護者代表とも含めて開催いたしました。これらの中で、いろいろ明らかになってきたことですが、本町のように保育園から高校まで同一の集団がずっと続くということになりますと、どちらかというと人間関係が固定しがちであると。できれば、途中で何回かこの固定しがちな人間関係を解きほぐしたり、あるいは相互の人

間関係を高めるとか、あるいは自己肯定感を高めるとか、事後対策を練るより、まず最初にそのような方策を、事前の防止策をいろいろ考えていく必要があるなどということ、どういうふうに取り組んでいこうかというようなことを研究している最中でございます。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 答弁ありがとうございました。その中で、いじめが直接原因となって不登校になったという事例はありますか、ないですか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 先ほどの不登校の原因のところ人間関係のトラブルということがありまして、直接いじめが原因になったかどうかはわからないけれども、仲間同士のトラブルが原因で、学校へは来てるけれども、現級に入れないという生徒はいます。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 要するに、いじめられてる、いじめてるという発見のきっかけはやっぱりちょっと安心した部分があるんですが、まずはやっぱり本人が訴えてるというデータですね。それから、次にアンケート、学校のアンケートです。それから、保護者の訴えというか、保護者からの話、その次は担任ということで、やっぱり本人等が言ってるというのは、やっぱり非常に学校で言えるような雰囲気とか、相談等どこに行けばというものがしっかりしてるというのは私捉えておりますので、これは当町においても、こういう状態であろうかと思っておりますので、この部分は本当に大事にして、どんな状態でもやっぱり子供たちが必ずここにしゃべれるような雰囲気はつくっておいてもらいたいと思っております。

一番心配なのはいじめが、先ほど、それで不登校になってないという回答をもらったんですが、やっぱり全国的に見ますと、それで結局死んじゃうとか自殺しちゃうんですよね。それがちょっと私的には怖くて質問したんですが、やっぱりこれを見ますと、年間で26年度はトータルで866人の子供たち、大学生もここに入ってるんですが、みずから命を落としているということなんです。

それで、その26年度は小学生がそこで17人になってます。中学生が99人だということで、これは全国ですので、これは当町だけをここに比較できませんが、やっぱりこれが現実的に起きているということなので、やっぱりいじめというものをここまですなげたいと思っておりますので、今、当町ではありませんが、やっぱり油断もしてはいけないし、ちょっとささいな、いわゆる気づきなんか、先生たちもある程度気をつかって見てはくれていると思っておりますが、やっぱり本当に成長段階の子供たちですから、ちょっとした心の変化で子供変わることは大いにありますので、この辺はしっかりと見てほしいなと思っております。

それで、この先生たち、要は職員会等でいじめとか今、もろもろの問題点、職員会で話をしていっていると思っておりますが、いじめでそれがつながって自殺になってという、この

自殺という部分では、会議の議題に乗っかって話されているような経過ありますか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） ちょっと先ほどの西藤議員のコメントと絡めて申し上げますけれども、実は昨年度、秋田でいじめに絡む自殺事件が起きました。それより前に、国では実は全部いじめのアンケートをとっていたわけですが、その後いじめの事件が起こって、実はその事案は入っていなかったということが判明したわけですね。その後、もう一度とって、それは全生徒に個別面談をするという形で、私どもの学校でもやって、実は私どもの学校でもそういう事案が出てきたということでもあります。

当然、その事案の経緯から、先生方はそのことを自覚して生徒にも話をしたし、そういう指導をしていると思われま。

以上です。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 私的にもそれは認識しておりますので、解決したということで聞いておきますが、それでよろしいでしょうか。はい。

それで、できれば、これは大げさかもしれませんが、やはり学校の小・中も含めていいかと思いますが、その中の職員会とか先生たちにゲートキーパーの研修を受けてもらいたいなって気持ちがあるんですよ。それで、やっぱりその兆候、自分が一人一人担任も含めて生徒たち見てますから、それがそんなことはないよっていうものではないとは思いますが、やっぱり研修を受けてそういう知識は持っていただきたいなと思いますので、研修についてはまた教育長のほうから、何らかの計画なり、働きかけなりして、これはPTAと合同でやるかどうかはわかりませんが、何とかこの辺の研修は実現してもらいたいなと思っております。

次に、暴力関係といいますか、問題行動に入りたいと思います。

小・中学校での文科相の発表は5万9,100人としております。それで、県は205件ということです。これは深刻に受け止めるということだろうと思います。それで問題は、その内容が先生に対してがまず第1位ですね。教師に対して何かやっちゃうと。それから生徒間です。それから物を壊すということで、圧倒的に男子生徒となっておりますが、やっぱりこれは非常に対処が難しい部分だと思います。体力的にも、特に中学生ぐらいになると、先生の体力をはるかに超える子供もいますし、やっぱり今、命がけみたいところありますので、この辺等、小・中では発生の実態、もし発生しているとするのであれば、その対応はどのようにされてきたのかお聞かせください。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 本町では、故意によるものではない器物破損、例えばぶつかってガラスを割っちゃったとか、そういう軽微な問題行動は毎年数多く発生してはおりますけれども、暴力問題とか、故意に器物破損をするとか、そのような重大な青少年の問題行動は今のところ、今のところじゃなくてここ数年来、発生しておりません。

このような問題は発生させないためにも、学校だけじゃだめでして、保護者あるいは家庭、それから地域、その他いろんな皆様のお力を借りて相互信頼を築いていかなといけないのかなというふうには思っております。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 立科の子供たちの心持ちというのは、すごく優しい子供たちで、やっぱり友達を大事にする子供たちの集まりだと思っておりますので、先ほど教育長の答弁の中で一安心というところであります。が、先ほども申し上げましたように、特に思春期の真っ最中にある年代になりますので、やっぱり心の変化というか、体の変化とともに心も変化するものでありますから、やっぱりこの辺、いじめではないだろうけどもからかいみたいなのが発展して、ちょっとこうなるというふうな危険はずっとあると思いますので、この辺先生と生徒たちというのは、どのような話し合いというのをされているんですかね。されていないのか、指導ということではなくても、やっぱりその暴力というもの、命にかかわりますから、それも含めて、担任がやると思うんですが、そういうことは話されているというふうには認識してよろしいでしょうか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 実は私が管理職になってから、自分の学校で生徒が3名自殺しました。ただし、その3名については何が原因で自殺したのか、今のところわかっていません。ということで、議員さんおっしゃるとおり、青少年の心というのは非常につかむのが難しく、対応の仕方もなかなか難しいということでございます。学校の中で、もちろん社会通念というか規範等も学校では教えているわけではありますが、それで十分な場合もあるし、そうでない場合も実際にはあるということになるかなと思います。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） それでは、また教育長にお聞きします。

実際、問題行動等の分析の中に、いわゆる学級運営が困難になるというような状況があるんですね。それは、やっぱりこの分では乗ってこないんです。それで、当町もあるようにちょっとお聞きしておまして、この辺の対応がどうされたのか、それで今はどうなのか、差し支えない範囲の中で結構ですので、お聞かせください。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 学級崩壊というのがどの程度のことをいうのか、ちょっと程度にもよりますけれども、生徒が全員担任の先生のことを聞かないレベルのものもあるし、もっとひどい場合もあるし、小学校では、一時そのようなことが問題になった時期もありましたけれども、先生方の努力によって、今のところ完全に克服されたというふうにお聞きしています。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） もう1点、関連してお聞かせください。

こういう場合、学校の担任の判断だと思えますが、やっぱり保護者というのもお子さんによりますから、保護者の報告というか通知というか、そういうことはなされなくて、クラスの中の完結になるんですかね、その辺どうでしょうか。やっぱり私は、学校の心配事、いいもつけてもあしきにつけても、そういうものがあつたらやっぱり保護者には速やかに話をして、それで相談をする、もしくは相談をもらうとかっていう形でやっていくのがよろしいのかなと思うんです。ただクラスの中で完結しちゃうと、その生徒がやっぱりそういうふうにしなればよくなっていく、オッケーという形になりますので、やっぱりこれはその部分だけで済ましているのか、ちゃんと親御さんにもそういうことは話をして、承知してもらっておいたほうがいいのかという部分では、私は保護者の方にはそういう部分はお話をして、説明をして、理解をもらうという形がよろしいかと思えますので、その辺の対応というのは今どんな、今回の事例の中でその辺の対応がなされていたか、それとも学級の中での完結になったのか、その辺お聞かせください。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 実は私が新しい教育委員会制度にのって教育長になったわけですが、そもそも学校というのは全て隠蔽体質があるというようなことで、このような制度改革も行われたわけですね。今、学校で起こっている問題というのは、学級の中だけでは絶対に解決しません。それは、いろんな周りの力、保護者のお力等も得ないともう解決しないですね。それはもう当然のことでありまして、隠蔽しても何もよいことはないというふうに個人的に思っています。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） そうすると、学校全体でフォローしていくということで、担任の先生が1人で悩むというふうな体制にはないということでもよろしいですか。はい。

それでは、スマートフォンについて質問をします。小・中児童生徒のスマホ使用の現状と対応ということで質問をいたします。

近年、子供たちの携帯、スマホ使用の環境が懸念される状況に、国は平成21年4月施行の青少年インターネット環境整備法というものを制定してあります。施行状況の調査のため、10歳から17歳、保護者3,000人を抽出して、その結果を公表しております。県教委もインターネットについてのアンケートを隔年から、平成24年度から毎年実施しております。双方の分析結果は、国・県ともある程度似たような傾向にあるという状況です。学校外で子供たちは使用しております。したがって、詳細な把握というのは難しいんですが、やっぱり学校として、学校内外を問わずにやっぱり立科の子供として守っていかなければいけないということだと思います。学校……として、指導と学校連携の現状ということで教育長に伺います。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 当町における携帯、スマートフォンの使用状況だということですから

ども、実は毎年4月に行われます学力テストの生活状況調査というところで、スマートフォンの保有率とか使用率とかもアンケート項目に載っています。つまり、生徒の自主申告ですけれども、これによりますと、小学校6年生がこれは35%ということですね。ただし、全国の60%に比べると少ないという状況です。中学生は中3生ですけれども60%です。これも全国の75%に比べると若干少ないという数字です。高校ではほとんど全員が所有しています。

この生徒たちですけれども、学校へは持ってきてはいけないことになっていますので、ほとんどの生徒は言うことを聞いているわけですが、自宅で一体携帯やスマホを何時間使用しているんだという、これもアンケート項目にあります。私もびっくりするわけですが、1日に3から4時間使用するという小学校が5%います。中学生では3時間使用するという生徒が25%ですから、4人に1人ということになります。これは非常に憂慮すべき状態だなというふうに思っています。

家庭で利用するわけですから、家庭の協力をお願いせざるを得ないわけですし、これまでも小学校、中学校ともPTA総会や学級の懇談会、それから毎月校長先生が出す学級通信、家庭通知、これ等で何遍も危険性等について情報提供をしまいたところであります。何回もこういう啓発活動をしていかなないとなかなか理解してもらえないのかなというふうに思います。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） スマホ利用等について、ただいまその対応の答弁をいただきました。この中で、やっぱり多分、教育委員会も学校側も同じだと思いますが、やっぱりルールを決めるというふうな話は子供と話をしていると思うんですよ。ところが、親が言って、大丈夫、もう約束したから大丈夫って言ってる意識と、子供たちがうんうんと返事をしながら実際にはスマホに触れているという部分のその意識の差が非常に大きいわけですよ。それで、私の体験というか、ある中学生の女子の話ですが、その中でラインでつながっております。ある程度メールで入ってきます。もらった以上、読まないというやっぱりちょっと危ないということで、彼女に聞いたら10時にはやめたいという話だったんです。だけどやめれないと。そのときに、親の対応をお聞きしました。そしたらやっぱり取り上げてるんですよ、もうやらせないと。それはやっぱりだめだなと思ったんです。それでその中学生にどうすればいいと思うって言ったら、やっぱりルールをつくってもらいたいと。自分たちでつくれないのと私は聞いたんです。子供たち、彼女のグループは多分数人だと思います。数人で何時でやめようとかっていうルールをつくれれば、多分そんなことで悩まないでいけるなと思ったので、これはやっぱり指導だと思いますので、それぞれのグループあるはずですので、その中でやっぱりそういう指導でとにかくやるんだしたら、ちゃんとルール決めて、自分たちで決めなさいというふうな何らかの指導で、子供たちに決めさせるということも大事ななと思います。やっぱり周りで大人がいろいろ言ったところで、もう機能の複雑さとかそういう

ものについていけませんし、やっぱり家庭であっても親が取り上げるということもできていませんので、せいぜい親ができるのは……ぐらいの部分で、やっぱり子供は11時とか12時過ぎまでやっていますから、これが成長に悪いんだということではないんですが、スマホ依存症みたいになっちゃうということで心配な部分ありますので、何とかこのルールを決めるときに子供たちで決めるという部分を、何とか持てないものかなと思います。今、その辺の指導とか啓発は、先ほど答弁もらったんですが、やっぱりまだ親の反応というのはここでわかりませんが、これはある程度の秩序、社会的な秩序というのがありますから、そういうのは親にお願いを、親もやっているはずなんですけどあまり効果はないので、これは子供たちを主体的にして、学校で一度そういうのをルールを決める一つのきっかけをつくってもらいたいなと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 学校でもそのような指導はずっとしてるとは思うんですけども、なかなか徹底されないということだと思います。議員さんおっしゃるとおり、大人の言うことは聞かないけども、自分たちでつくったルールというのは子供たち結構守るので、そのような雰囲気が醸成されていけばいいのかなというふうには思います。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 非常にそういうなかなか大人がついていけない部分での問題ですので、これは意外に大人以上に子供のほうが先を行ってしますので、その中でとにかく犯罪に巻き込まれないというふうな意味合いも込めて、改めてまた見詰め直してもらおうとか、ちょっと振り返っていただければなと思っております。

それでは、次に第5番目として質問をします。

今年、県議会、今開催されています。その中で、長野県も条例化しようという動きがあります。条例名は「子供を性被害から守るための条例」ということで、青少年の育成条例とは違って、これに特化した条例をつくらうということ、今議論中です。これは過去、このような青少年の保護育成条例を制定しないのは全国で長野県だけあります。これは、当時やっぱり県民運動というのがありまして、県民運動に協賛する団体さんがあります、27ですね。そうですね。県民運動を担っていただいている団体さん27、子供の相談支援を行う団体さん26等、それが中心となって県民運動で子供たちを守ってきたという経過です。ところが、やはりあまりにもその通信、スマホ、いわゆるインターネットを介してのいろんな事件が長野県にももちろん起きたわけです。その中で、これらの動きになって、今議論しております。

それで、これは当町の小・中、子供たちに関係ない話でないです。いつでもどこでもつながりますから。やっぱりこれらについて、この今長野県が県としてこういうふうなやっていますので、立科町としてどのような影響が出てくるのか。ちょっと推測になるとは思いますが、やっぱり子供たちの目線から見た場合に、大人の目線から見た

場合に、この条例に対して、立科町はどういう、今現在の所感ですね、どのような考え方でみておられるのか、推移しているのか、その辺のお話ください。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 教育委員会等でこの事案について話し合いを持ったわけではありませんで、全て個人的な見解ということでお話をさせていただきますけれども、結論から言うと必要だと個人的には思っています。これ議員お尋ねの条例というのは、いわゆる淫行条例と呼ばれるものだと思いますけれども、これは地方自治体が定める青少年保護育成条例の中に、既婚者を除く18歳未満の男女とのわいせつな行為を規制する条文が入っているか入っていないかということだと思いますけれども、議員さんおっしゃるとおり、これは長野県が唯一有していないと。県下では隣接する東御市だけが定めております。

これ、なぜ条例がないかという話が議会でもたびたび出まして、そのたびに県側が、これも議員さんおっしゃったとおり、規制するよりも地域社会から育むという長野県にはいい風土があるのではないかというようなことを答弁してきたようであります。歴代知事も青少年健全育成条例は制定しないと、今までの知事さんは明言してきました。

ところが、状況が変わったのはおとしでありまして、これ長野県警察が子供の性被害16件19人を認知したんですけれども、これが現行法では検挙できなかったという事実があります。また、これは5年前ですかね、東御市でまさに定めたばかりのこの青少年保護育成条例違反で逮捕者が出たと、このときから県民の雰囲気さがらっと変わったというふうにお聞きはしております。

残念ながら、長野県にはそういう風土があるというこのスタンスにつきましては、長野県弁護士会、それから一部マスコミがこの記を批判しているところでもあります。阿部知事は、これも議員さんおっしゃったとおり、子供を取り巻く環境の変化という理由で条例制定も検討するというふうに明言したというふうにマスコミで読ませてくださいました。

問題は、これも先ほどの議員さんの質問とも関係があるわけですがけれども、昔は自分の子供がどういう交友関係を持っているかというのは、親は自分の家の玄関を出入りする子供を見ていれば全て把握できたわけです。ところが、今の子供たちは自分の部屋で世界の人たちともつながることができる、非常に脆弱な状況なんですね。そのようなことから、大人が全て善意のある方ばかりではなくて、悪意を持って子供たちにつながろうとする事案ももちろんあるだろうと思われまますので、そのようなことを考えると、条例というのは必要じゃないかなというふうに個人的には思っています。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 今、審議中のことでありますので、これはいずれはこの部分は話し合いをするようになるだろうなど、県教委がどういう動きをするかですが、近隣では長野と佐久市と東御市と塩尻市が既に制定されております。この中で、東御市さんが制定

時、非常に大きな議論があったということで記憶にまだ新しいわけですが、立科町、今後も県教委の通達等、動きによりますが、そのときはまたともに議論していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、第1の質問を終わります。

次の質問に入ります。第2の質問ということでお願いします。

第1の質問です。運動会で最も人気のあるタワー、ピラミッド等の組み体操は、成長の集大成として学校、児童はエネルギーを注ぎ、保護者、観客はその姿に感動と楽しさを実感して大きな賞賛の拍手を送ります。がしかし、全国的には落下等による事故が多発しており、日本スポーツ振興センター集計の、全国で平成14年度に起きた組み体操中のけがを伴う事故は、小学校が5,913件、中学校が1,784件、高校は391という状況になってるということです。中には後遺症となった事例もあって、死亡事例もあります。亡くなった児童の保護者のコメントは、達成感のために命をかけてまでやらなくてはならないことでしょうかというふうなコメントも添えております。改めて検証もする必要があるのかなと思っております。

当町の学校管理下での事故、けが等、スポーツ振興センターの給付対象、また対象外等を含め、履歴と対応について伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、よく運動会での組み体操、非常に事故がありという問題もあることを私も承知をしております。しかし、運動会での組み体操はとても華やかであり、また私も子供のころ、多分皆さんもそうだと思うんですけども、組み体操はあったのかなというふうに思っております。また、組み体操を組み上げて周りの親たち、見ている人からも絶大な拍手をもらったり、何とも言えないうれしい気持ちになったことも振り返ってみると、私の中ではあったような気がいたします。

しかし、この組み体操による負傷事故が各地で発生をしているなど、さまざまな議論が今なされていることとなっておることも承知はしております。組み体操は、運動会ではリレーや綱引きなど同様に非常に重要な種目として捉えられているのではないかなというふうにも感じております。子供たちには集団行動や規律など、育成をする上ではとても必要なよい経験ではないかなというふうに思っておりますが、このことについて、私がとやかくという立場ではないようにも思っております。学校のほうでは、多分十分に安全性に配慮をしていきながらいただいていることを私も信じておりますし、また、PTAの皆様にもよく話し合いを通じて行っていただければなというふうに私自身は考えております。

詳細につきましては、担当より答弁をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 萩原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） まず、組み体操授業での事故の履歴と対応についてでございますけれども、立科小学校では運動会で組み体操は恒例の種目として行われているわけでございます。特に大きな組みものはつくっておりませんが、ピラミッドにつきましては、変則型の3段までということで、子供たちになるべく負荷がかからない、重みがかからないように工夫をして行っておりますので、今まで大きな事故は発生しておりませんが、昨年、組み体操の実は練習中にバランスを崩して落下するというようなことが発生しております。かすり傷程度で済みましたけれども。また、隊形を変えたりするときに、体が触れ合ったり、ぶつかったりというようなことは多少あったというふうに聞いております。

このように、学校管理下のけがと事故についてですが、平成27年度、先月までのスポーツ振興センター等の給付状況は、中学校が20件程度、小学校が14件程度となっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 重大事故等にはなっていないということで、県教のほう、毎月やっぱり給付の数字ですけど、200件ぐらいあるんですね。毎月、各学校から200件が給付ということで報告来るといいますので、そこから見ると、我が学校はたまたま、たまたまというか去年ちょっと落下はあったということですので、大きな事故にはつながってないということで、事故がつながってないからいいとは言えるものではないんですが、やっぱりピラミッドとかタワーというのは、先ほど町長の答弁にあったように、非常に見栄えがいいんですね。見栄えがよくて、我々もあの高さ見てみんな拍手するんですが、意外にそこで落ちたらどうしよう、どうなっちゃうのかなという目ではなくて、何かやっぱり完成したものに大きな喜びのほうが先に来ちゃうという、そういうところで、実際にこれ労働衛生法では、あの高いのって絶対に働く場所、大人の労働衛生法はあれは許可が出ませんから。だから、子供たちはあれとつくとこないし、落ちたらどうしましようの状態です。非常に危ない状態。先生たちいます。いますが、やっぱり支えられるもんじゃありませんよ。

それで、今回私がこういう問題を持ち上げたというのは、去年大阪で起きたんですよ。ピラミッドが潰れちゃったということで、157人の8段のピラミッド、真ん中の子が体力限界きて潰れちゃったと、それで一番下の子が骨折しちゃったということです。

したがって、やっぱり十分にそこら辺を注意して、先生たちのフォローはいるんですが、やっぱり生徒たちもそういう部分ではしっかりとお互いをカバーし合うんだけど、やっぱり最終的に責任を持つのは学校でありますから、預かった子供さんをけがさせないようにしてもらいたいと、そのように思っております。

それでは、最後の質問に入ります。いわゆる体操の授業でけがってというのはございます。先ほど聞いたのは、組み体操に関してだけですので、もし小・中の体育授業、いろんな体育あります。種目ありますので、その辺のデータの的なものがあるのであればちょっと教えてください。

議長（土屋春江君） 萩原教育次長。

教育次長（萩原邦久君） 先ほど申し上げたデータは、組み体操だけでなく全ての運動器具に含めてでございます。

9番（西藤 努君） 先ほどの件数ですか。そうですか。はい。

教育次長（萩原邦久君） そういうことでよろしく申し上げます。

9番（西藤 努君） はい、わかりました。非常に極めて我が立科町の小・中学校についてはそういう事故が発生してないということで安心しました。これには教育委員会ももちろんそうですが、学校当局のいろんな安全配備、そういうものがされてるといふふうに私的には理解しております。

やっぱり子供たち、立科町の宝でございます。預かった子供にけがをさせないように、またすくすくと育つように私も祈りながら、また努力も重ねながらやっていきたいと思っておりますので、これをもちまして質問を終わります。

議長（土屋春江君） これで、9番、西藤 努君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は3時50分からです。

（午後3時40分 休憩）

（午後3時50分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**6番、村松浩喜君**の発言を許します。

件名は **1. 危機管理政策と体制**

2. 防犯対策の現状と提案

3. 公的事業体運営についての方針です。

質問席から願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 今回、私は、先ほど議長が申し上げましたように、3項目の大きな柱を立てました。

それでは、まず、大項目の1つ目、危機管理政策と体制について質問いたします。

3月11日、5年前のこの日に発生した東日本大震災の被災地の復興を願う気持ちとともに、この時期は、全国各地で防災の意識が高まり、万が一の場合への備えを見直す傾向があるようです。

当町でも、3月11日、社会福祉協議会の主催により、防災研修会が開催されます。

このような社会情勢を背景に、幾つか質問いたします。町長または担当課長に答弁を求めます。

災害対策基本法には、市町村長に、避難の指示、警戒区域の設定、そのほかの権限を与え、市町村は防災対策の第一次的責務を負うことが規定されています。

この法律に基づき、立科町防災会議条例と立科町災害対策本部条例が定められています。

また、大量の雨水や洪水など、水害の対策について規定した水防法に基づき、立科町水防協議会条例が定められています。

このほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、立科町新型インフルエンザ等対策本部条例が定められています。

このように、当町では、災害対策に関して4つの条例がありますが、自然災害や感染症など、不測の事態が発生した場合の政策や体制について、その概要を説明してください。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをいたします。

議員言われたように、阪神大震災から20年、また、東日本大震災から5年という日が過ぎております。

災害は、いつ、どのような災害が起こるか予測はできません。

そこで、町では、災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、地域防災計画を策定するとともに、各地区、防災訓練、総合防災訓練により災害に備えております。

また、感染症については、新型インフルエンザ発生が想定されております。ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大流行が予測され、社会的影響が懸念をされております。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、自然災害が発生した場合、私のほうからご説明を申し上げます。

自然災害が発生した場合、職員をできるだけ早く必要な部署に配備することは、応急対策を迅速に行っていく上で極めて重要です。そのため、地域防災計画では、大雨警報、土砂災害警戒情報などの発表や震度などにより、第1次警戒配備、第二次警戒配備、非常配備、そして全職員が参集する緊急配備と職員・消防団員の参集範囲が定

められ、参集する職員も決められております。職員は参集後、既に決められているそれぞれの災害対応をします。この職員を対象にした非常参集訓練は、年1回行っております。

その中で、町内全域にわたって災害が発生したとき、または局地的な災害であっても、甚大な被害を受けた時点で、立科町災害対策本部を役場庁舎内に設置をいたします。災害対策本部は町長を本部長とし、災害の状況や被害状況の把握に努め、その情報により今後の対策を決定いたします。

状況によっては、総合応援協定を結んでいる市町村からの応援を受けることもあります。

以上です。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 私のほうからは、感染症等についてお答えをいたします。

立科町では、感染症等、不測の事態が発生した場合、この体制等について、平成25年4月に施行されました新型インフルエンザ等対策措置法に基づきまして、立科町新型インフルエンザ等対策行動計画、こちらのほうを平成26年11月に策定をしております。

この計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、住民の生命及び健康を保護し、住民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするもので、新型インフルエンザ等感染症の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示したものであります。

また、特別措置法に基づきまして、町では町長を本部長といたしまして、国内発生早期また県内未発生期を想定をいたしまして、新型インフルエンザ等対策訓練を実施し、町の対策方針の確認及び業務継続に関する体制の確認等を行っております。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、続いて2点お尋ねします。

1つ目です。先ごろ、役場庁舎の耐震補強工事が完了しました。これにより、どれくらいの震度まで耐えられることになりましたか。

2つ目です。自然災害や感染症などが発生した場合、各種対策本部は役場庁舎内に設けられると思いますが、役場庁舎が災害に遭うなどの理由で使えない場合、どこを使いますか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えいたします。

今年度、地域防災計画で災害対策本部を設置します役場庁舎の耐震補強工事を行い、2月末に竣工をしております。

耐震補強は、建物の構造計算上の構造耐震指標を満たすものであり、震度とは直接

関係するものではございませんが、目安として震度6には耐えられる、また、震度7でもクラック、ひび割れは発生しますが、建物がすぐに壊れることはないのではないかと、設計業者の見解でございます。

東日本大震災では、1観測所で震度7、36の市町村で震度6強が観測されているということでございますので、あの程度の震災に耐えられるということでございます。

また、何らかの原因で庁舎が被災し、使用不能となった場合は、地域防災計画では、白樺高原総合観光センターに災害対策本部を設置することになっております。

昨年、災害による停電時でも必要最低限の電源が確保できるよう、太陽光発電設備、蓄電池設備を整備しております。

しかしながら、災害の規模、種類、気象の状況などを総合的に判断して、柔軟に設置場所を検討することになると思います。

役場周辺に設置したほうが望ましい場合は、役場の駐車場等にテントを張り、災害対策本部を設置することも想定しております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 平成26年度事業で作成し、全戸配付されたものに、このような土砂災害防災マップがあります。これによりますと、老人福祉センター、立科小学校、立科中学校、蓼科高等学校、立科体育センター、そして、女神湖近くにある蓼科ふれあいセンターの6カ所が避難所として掲載されています。

このことについてお尋ねします。

このマップに記されていない避難所はありますか。あるとすれば、どこですか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 全て記載されております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、その避難所についてお尋ねします。

避難所の収容人数、非常食の備えは十分ですか。

また、各避難所は、どの程度の地震に耐えられますか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えいたします。

6カ所の収容人数は、地域防災計画には定めてございませんが、面積から計算しました。通路の共通部分を除き、1人当たり2平米ということで計算しますと、2,400人程度が入ることが可能ではないかというふうに考えております。

非常食の備蓄は、地域防災計画により、おおむね3日間は住民みずからの備蓄で賄うことを原則としております。

しかしながら、蓼科地区と中尾美上下集落は、道路の本数が少なく、孤立する可能性があるため、蓼科ふれあいセンター、中尾美上下集会所に住民のための非常食を備

蓄しております。

耐震構造につきましてですが、立科小学校は、耐震診断を行い、それに伴う補強工事が完了しております。ほかの施設は、耐震基準改定後に建てられた建物でございます。耐震の基準は満たしていると考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、先ほどお示ししました同じマップに、各地区の公民館や集会所など、32カ所の避難時一時集合場所が掲載されています。

このことについてお尋ねします。

ここに記されていない集合場所はありますか。あるとすれば、どこですか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 全て記載をしております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） こちらに掲載されている集合場所は、あくまでも一時集合場所という設定で、状況によっては、ここから、先ほど申し上げた6カ所の避難所へ町民を誘導することが必要となります。その際の役割分担など、地元区や部落との申し合わせは確実にできていますでしょうか。お答えください。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 避難時の一時集合場所からの誘導方法につきましては、災害の被災状況あるいは道路状況によりまして、ルート、目的地、手段が異なってくると思っております。

また、集合場所と本部との連絡がどの程度とれるのかなどによっても、誘導方法は違って来るものと考えられます。

今年度整備した防災行政無線は、スピーカーによる放送以外にも、役場と現地に、相互に無線連絡がとれることになっておりますので、区長さん、部落長さん、また、消防団と連携し、対応をしていくことになると思います。

本年度の防災訓練は、全庁的な総合防災訓練を予定しておりますので、そのような訓練もできれば計画していきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） この土砂災害防災マップは、平成26年度に全戸配付したものですけれども、その後に転入されてきた新しい世帯の方には配られていないのではないかと思います。

該当者にお配りするとともに、これから転入してくる方には、その転入の手続きで役場庁舎を訪れた際、住民係等で渡してあげたらいかかと思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） そのようにしていきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、続いての質問にまいります。

災害が発生したときに、避難の手助けが必要な方を把握して、誰がその方のお世話をするか、役場や地元区、部落などで事前の準備や打ち合わせが必要だと思います。

このことについて2点お尋ねします。

1点目です。町では、避難するときに手助けが必要な方をどのように把握していますか。

また、このような方を誰がどのように避難させるか決めてありますか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

要援護者の把握また避難方法につきましては、地域防災計画の中で、要配慮者支援計画及び要配慮者に対する応急活動等に定められております。

町では、地域防災計画に基づきまして、要援護者の登録台帳を作成いたしまして、定期的に更新をし、民生・児童委員、区長、部落長さんに登録台帳をお渡しし、把握をいただいております。

しかしながら、この登録者台帳、登録者の範囲につきましては、ご本人の同意が得られた65歳以上のひとり暮らしの高齢者、75歳以上の老老世帯、要介護3以上の在宅生活者や障害者等の方に限られております。

なお、計画では、避難支援等関係者たるものを消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会の団体及び個人としております。

家庭環境等、登録外の要支援者、こちらの把握に関しましては、行政のみでは困難な部分があります。自治会等、地域の皆さんの日常の見守り活動などによる情報の把握が大変重要となってきております。

災害は、いつ、どのような形で発生するかわかりません。

ここ数年にわたり実施しております地域での防災訓練を通しまして、身近な情報の把握、また、避難時一時集合所及び避難所の確認をいただいております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 先月29日付の新聞の一面に、このような見出しの記事が掲載されておりました。「災害弱者避難対策進まず」。この記事の内容は、大規模な災害が発生したとき、高齢者や障害者の方など、避難の手助けが必要な人の氏名や避難先を記した個別計画を作成している自治体が少ないというものでした。

当町は、要支援者、避難支援を必要とする方の名簿は作成してあり、この記事で指摘されている個別計画は作成してありません。

このことについて質問いたします。

要支援者名簿と個別計画では、何が異なりますか。

また、なぜ個別計画を作成していないのですか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

要支援者名簿につきましては、先ほどお答えをいたしました登録者の住所、また、登録要件等、限られた情報を記載されたものであります。

個別計画につきましては、要援護者名簿の情報に加え、災害時の避難支援等をより実効性あるものにするために、地域の特性また実情を踏まえ、個別に要援護者と避難支援等関係者が連携をし、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難支援の方法また避難場所等、具体的な支援方法について策定するものであり、義務化はされておられませんけれども、国の指針として示されているところであります。

先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、立科町では、現在、個別計画の策定はされておませんが、高齢化が進む中、安心して住みよい町づくりに向け、担当課を中心に、関係者間の役割分担等の調整や連携を図り、計画の策定について検討をしてみたいと考えております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 先ほどお話しいたしました、そして、またご答弁いただきました個別計画の作成、これはプライバシーの問題もかわり、また、調査項目も多岐にわたることから、作成はなかなか難しいと、手間がかかるので、職員の数が足りないなどの理由で作成していない市町村が多いという現状でございます。

ところが、先ほど担当課長より、立科町では、計画作成に向けて前向きに検討していきたいというふうなご答弁いただきました。大変心強く思っております。

防災対策につきましては、先ほど総務課長の答弁の中にもありましたように、今年、9月4日に、総合防災訓練が予定されております。今から半年後ぐらいになりますので、このときまでに、防災計画また周知の方法ですね、さまざまな仕組みや備品がそろっているかなどの見直しを必要であればいただいで、総合防災訓練のときには、新しい防災に対する備えをきちんと整えた立科町であるということを町民の皆さんにもお示しできるような状況に持っていただけたらなというふうな希望的な感想を申し上げまして、防災に関する質問を終わります。

続いて、2つ目の大項目でございます。

防犯対策の現状と提案と題して質問いたします。

まもなく新年度を迎え、保育園や小中学校では、新入生が期待に胸を膨らませて、入園・入学する季節になりました。

しかし、希望にあふれるこの時期はまた、子供たちの生活行動や環境が不慣れで不安定になりがちでもあります。

このようなときに事故や犯罪に巻き込まれないように、子供たちはもちろん、我々大人も気を引き締めることが必要ではないでしょうか。

そこで、子供たちを守るための防犯対策について質問します。町長、教育長または担当課長に答弁を求めます。

まず、事故や犯罪を遠ざけるためには、保護者や地域社会が子供たちの安全を確保するよう努めるとともに、子供たち自身が「自分の安全は自分で守る」という意識を持つことが大切だと思います。

現在、保育園や小中学校では、防犯についての指導・教育を行っているかお答えください。行っている場合はその内容を、行っていない場合はその理由をお聞かせください。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをいたします。

子供たちにおける防犯対策の現状などに対する質問でございますが、新聞、テレビでは、連日のように、幼い子供たちが犯罪に巻き込まれ、尊い命が奪われるというような事件が発生し、報道されております。私も、このような記事を見るたびに、大変心を痛めております。

近年は、核家族化の進展、また、インターネットやスマートフォンの普及、そして高速交通網が整備され、車社会の発達などにより、犯罪が悪質で複雑化しつつ、また広域化しております。このような犯罪から、私たちは、地域を挙げて子供を守っていかねばならないと考えております。

現状につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 保育園、小中学校の防犯教育の現状ということでございます。

保育園、小中学校での防犯教育の現状ですが、まず、保育園では、毎年、川西防犯女性部の皆さんが保育園に来ていただきまして、紙芝居や防災についてのお話をいただいております。

次に、小学校では、年度当初に防犯教育を学校で行っております。

また、中学校では、不審者に対する訓練やビデオ等による不審者対応の学習を行っております。

このほか、立科町青少年健全育成推進センターでは、青少年の非行防止や犯罪から守るためにさまざまな活動を実施しておりますが、特に夏休み前には、小中学校において声かけ運動や、また、佐久警察署から講師を招いて、地区の役員さんを対象に青少年の非行を防止する講演会の実施、また、夏休み中における健全育成パトロールなど、お願いして行っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、続いての質問まいります。

最近、スマートフォンや携帯電話、携帯ゲーム機からインターネットに接続する小中学生がふえているようです。このことにつきましては、先ほど西藤議員もご指摘、そしてまた、ご答弁いただいた状況があらうかと思えます。

従来からあるパソコンからの接続も加えると、インターネットという目に見えない環境でのコミュニケーションの機会が増えていることは、多くの方が実感しているのではないのでしょうか。

インターネットの利用には地域差がなく、大都会に住んでいても、のどかな田園地帯に住んでいても、世界中の人とつながることができます。

便利な仕組みですが、そこに犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいることも事実だと思えます。

子供たちが見ず知らずの大人とも連絡をとりやすく、直接会うなどして犯罪の被害者になることもありますし、また、普段顔を合わせている子供たち同士でさえも、周りの大人が全く気づかないまま、いじめの加害者や被害者になっているということも考えられます。

インターネットの利用について、児童生徒や保護者に注意を呼びかけるべきだと思いますが、教育現場ではどのように認識していらっしゃいますか。

また、何らかの対策は講じているのでしょうか。

先ほど、西藤議員の答弁と重複する部分があれば、割愛していただいて結構です。

私は、防犯をテーマにした内容の答弁を求めます。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） インターネットの関係でございますが、これによって犯罪に巻き込まれる危険性が増しているということでございます。

児童生徒や保護者に注意を呼びかけないかということも先ほど質問でありましたが、こういうものが普及することによって、その危険性を回避するため、さまざまな、学校では、ことを行っておりますが、まず専門家を招いて講習会などを実施しております。

それから、小学校では、5年生、6年生を対象に、長野県総合教育センター等からやはり専門の講師を招いてお話しをしていただいたり、また、父兄にもPR活動を行って呼びかけてもおります。

また、中学校では、県警のサイバー対策室より講師を招いて、PTAを対象に講演会等を実施しております。

また、インターネットのゲームやアプリの制作をしているグリーという会社があるんですが、こういったとこの社員を招いて、全校生徒を対象に勉強会も行っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、各種対策行っていただいているようですので、また必要があれば、その都度見直して、充実した防犯教育していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

子供たちを事故や犯罪から守るために、毎日使う通学路の設定やその環境整備は重要だと思います。

このことについて、次の質問にお答えください。

通学路は、いつ、誰が、どのように見直していますか。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 通学路につきましては、地域の皆さんも見てもらっておりますし、また、PTAの皆さんも行ってくれております。もちろん、教育委員会でも行ってございまして、今年も、先月25日に、教育長を先頭に、私と子育て教育係で実施しております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、直近で、先ほど、先月25日に現地を確認したというお答えでしたけれども、そのときに気がついたことや改善点はありますか。まだまとめていらしゃらないのであれば、お気づきになった点、主な点でも結構でございます。

また、この日の現地確認の結果に基づいて、通学路について検討する会議というものを開くとすれば、いつ、どのようなメンバーで開くのでしょうか。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） お答えします。

今回行ったのは、里地区を中心に行っております。全町を回っておりますが。特に気がついたことですが、案内看板がちょっと少なかったり、また、もう古くなってさびているというようなものがありまして、こういうものは交換したり見やすくしたほうがいいなというふうに思っております。

それから、いわゆる集落内を走っている通学路はいいんですが、特に西部方面なんかは、畑の農道みたいな、ちょっと人里離れたような箇所ですね、こういった箇所については、安全性の問題やら、また、路面が割れていたりするということで、道路の修繕箇所等もあるように思っております。

これらにつきましては、教育委員会を中心に、関係する建設課あるいは総務課の皆さん、関係者にお集まりいただいて、それぞれ報告して、検討いただきながら改善の方向に、なるべくこれは早いうちに行っておきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） ただいま答弁いただきました内容の中に、通学路のことを示す看板が見えにくかったり、さびたりしてるものが見受けられたというふうなご答弁いただきましたが、その前にも、私、現地でそういった、看板の数が少ないとか見にくいという点については、承知していたところでございます。早速、現地確認の結果、そのような改善点が発見されたことは、大変喜ばしいことだと思いますので、対策をお願いいたします。

先ほど、答弁の中では、改善点の検討会議ですね、教育委員会、あと建設課、総務課など、役場の関係者だけで開かれるというふうなお答えにもお聞きできたわけなんですけれども、外部の、学校や警察、交通安全協会などの関係機関などと一緒になって効果的な対策、検討するというお考えはございませんか。いかがでしょう。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 先ほどの看板とか、路面の関係の工事の関係等を中心に今考えてましたので、建設課とか交通安全担当の総務課というような話をしましたが、いろいろ、横断歩道の問題とかも考えられますので、これは安全協会とか、あるいは警察とか、場合によってはご相談しながら行ってかなくてはならない場面もあろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、通学路についてなんですけれども、道路の状況、看板の状況だけでなく、防犯灯ですね、日没が早くなったときの、暗くなって子供が歩くのに危ないというような場所の発見などはできてますでしょうか。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 先ほど言い忘れたといえますか、そういうケースもございました。1カ所、防犯灯もこれは設置だなと、設置が必要だなという箇所もございました。そういうものも、一応、路線図にチェックしながら調査を行ったというところであります。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、通学路についての見直し整備など、よろしく願いいたします。

続いての質問にまいります。

登下校時における児童を守るために、小学校の通学路にある一般住宅、コンビニ、商店等に、長野県警察本部が中心になって呼びかけ、「子どもを守る安心の家」を設定しています。これは、子供に緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審な人や車を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしてある場所です。

現在、この立科町内においては、「子どもを守る安心の家」は幾つありますでしょうか。

また、児童への周知方法、そして、今後増やしていく、新たに要請していくようなご予定があるか、ないか、お尋ねします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 子供が安心して通学できるよう、地域の皆さんとも連携していかなければならないわけですが、従来より通学途中にある、特に商店とか事業所にお願いしまして「こどもを守る安心の家」ということで、町内14カ所看板を提示させていただいております。

小中学校では、先生方が毎年4月に、このお宅を訪問しまして、例年お願いをしているところでございます。

子供たちにも、こういう場所があることは、学校のほうから指導してるところでございます。

今後、この箇所を増やすかということですが、今のところ、現状のままでというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） ただいま申し上げました「こどもを守る安心の家」のほかに、教育委員会がかかわり、地域で子供たちの安全を守るような活動はありますでしょうか。

何年か前になりますけれども、社会福祉協議会では「見守り隊」というのを編成して、おそろいの帽子とかジャンパーを着て、放課後など、下校途中の児童や生徒の皆さんを見守ったというふうな姿も見受けられたんですが、現在では、そういった姿も目にするのがなくなりましたので、現状どのような状況なのか知りたくて質問いたします。お願いいたします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） かつてはそういった組織がありまして、学校にもその皆さんにおいていただいて、子供が「いつもありがとうございます」と挨拶をするようなことを行っておりました。現在は、ちょっとこの活動っていうのは、ちょっとやってないような状況になっております。

それで、今後につきましては、やはり学校と地域というようなものが今後一体となって、子供の教育にかかわっていかなくちゃいけないんじゃないかなというようなことで、このコミュニティスクールというようなものも今後行っていく中で、こういった地域の皆さんと連携して子供を守っていくような、そういった仕組みを構築するという方向で検討してまいりたいと思っております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、通学路や防犯灯などのハード面に加えて、ソフト面でも、地域の皆さんにご協力をお願いできる活動があるかどうか、そんなふうにご検討もいただけるというふうな前向きなご答弁いただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

防犯対策について、関連の質問、続いて申し上げます。

昨年11月に、権現山の体育センター周辺で、停めてある車から物を盗むという車上荒らしが発生しました。このことにより不安を抱き、防犯カメラの設置を望む町民の方の声も聞いています。

私は、今回の定例会で、そのことについて一般質問で発言するつもりでしたが、このたび上程された平成28年度当初予算に、教育費の中で防犯カメラ3台の設置予算が計上されていました。

このことについてお尋ねします。

今回、当初予算に計上した3台の防犯カメラは、どこへ設置しますか。設置場所をお答えください。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 今回、3台の防犯カメラ設置するという事で予算を上げさせていただいております。

子供たちの安全を確保するため、風の子広場のトイレに監視カメラを1台設置します。

また、町民の皆さんの施設の防犯対策として、体育センターの裏側の駐車場及び野球場駐車場に2台カメラを設置します。各1台ずつということで、2台設置します。

この3台ということでございます。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、教育費で予算計上された3台の防犯カメラについてはわかりました。

続いて、総務課長よろしいでしょうか。

立科町の施設で、現在、防犯カメラを設置してある場所はございますか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） ございません。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） では、初めて防犯カメラというのを町の施設に設置するという予定のようでございますので、その設置については、防犯カメラに映る範囲に、防犯カメラが設置されてるということを示す看板を設置すると犯罪の抑止力にもなりますし、それから、犯罪を犯そうとしてる人を撮影するんでしたらいいんですが、普段人がいない運動場などにカメラを設置されてるということになると、遊びに来た町民の方とか、全く善良な方がプライバシーを侵害されるというおそれもありますので、そういった方々に防犯カメラがあるということを承知していただくという効果もありますので、防犯カメラがあるということを示すような看板の設置を検討していただければなと思います。看板を設置することによってデメリットというものも考えられますので、そういったものもあわせて検討していただければなと思いますので、お願いいたします。

それでは、続いて質問の大項目3つ目に移ります。

公的事業体運営についての方針です。

町が毎年補助金を交付している2つの事業体、すなわち、株式会社立科町農業振興公社と社会福祉法人立科町社会福祉協議会は、平成28年度からは、就任からほぼ1年経過する米村町長の方針を大いに反映させた運営になることが予想されます。農業振興公社は、立科町が55%の資本金を出資して町長が代表取締役を務めていますし、社会福祉協議会の会長は、町長が務めているからです。

この2つの事業体について、町長にお尋ねします。

立科町農業振興公社への補助金等の支出額は、27年度当初予算では、農業振興費620万円と企画費520万円の合計1,140万円であったのに対し、28年度は、農業振興費330万円にとどまり、810万円の大幅な減額となっています。実に7割以上の大幅ダウンということになっていますので、この農業振興公社に対する町のかかわり方、町長の方針が改まった、今までと違う試みをされるおつもりなのかというふうに感じるところですけれども、町長は、立科町農業振興公社と立科町との関係について、どのような考えをお持ちでしょうか。お尋ねします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、議員のほうからもご指摘がありましたとおり、私は、町長という就任11カ月、約1年ですけれども、その中で2つの団体の長を務めるという形にもなっております。

しかし、立科町農業振興公社社長、また、社会福祉協議会会長という立場ではなく、町長という立場の中でお話しをさせていただきます。

まず、農業振興公社、株式会社立科町農業振興公社に対してですけれども、これを設立したのが平成23年6月の1日、今年で5年目に入るといふ形だと思います。

設立の当時には、やはり公社は、農業者の所得向上を目指した取り組みと荒廃農地の拡大防止などに取り組むという会社であるというふうには、私も認識はしております。

非常に、立科町振興公社、人数も少ない中でいろいろな事業に取り組んで、これはもう本当に、立科町の農業をこれからどういうふうにしていくのかという中では、非常に重要な会社だといふふうには認識はしております。

しかし、この5年の実績を私もしっかりと見させていただいた中で、今回の予算については、必要である農業振興費、それはやはり実験圃場や何か、町が新しい作物について実験をしているという圃場を持ち、それをやはり管理運営をしている。その予算で、今年度は、私は町長としていいというふうな判断をした中で予算組みをさせていただきました。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 続いては、社会福祉協議会についてお尋ねします。

28年度当初予算に、社会福祉協議会に交付する補助金は1,524万4,000円計上されています。

また、長野県下77市町村全てに社会福祉協議会があるわけですが、このうち、立科町のように首長が社会福祉協議会の会長を務める自治体は、4つの町と11の村、15自治体にとどまります。

これらも踏まえた上で、立科町社会福祉協議会と立科町との関係について、町長の方針をお答えください。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

社会福祉協議会、この協議会のあり方ということに対しては、密接に町の社会福祉行政にもかかわってるものだというふうに、私は考えております。

町は、現在、第6次立科町高齢者福祉計画また介護保険事業計画というものを策定をしております。これは、平成27年度から平成29年度までという形の中で、第6次、第6期の計画を立てております。

その中の基本理念の中でも、「住み慣れた町で、地域と協働しながら、いつまでも元気で暮らしていける地域社会の実現」というものがあります。これは、行政がやらなければいけないものは、しっかりと行政はやっていくんだけれども、やはり地域に根差した福祉をやっていくには、やはり町だけではできないものがあるというふうに、私は考えております。それを担うのが社会福祉協議会のあり方だというふうに、私は考えております。

現在の福祉行政の中で、非常に様変わりをしていることは確かだというふうに思います。国の方針に左右をされながら、やはり施設介護がいいのか、それとも、地域で、在宅がいいのか、いろいろな中の揺れを動いているこの時代の中で、やはり立科町とすれば、地域がやはり元気になり、地域の皆さんがやはりしっかりとしていただける中で、それをどう盛り上げていくのか。行政もやっぱりやっています。今の事業の中でもしっかりとやっているんですけども、それだけではなく、やはりいろいろな団体の皆さんの力をお借りして、皆さんと住みやすい町づくりをしていくということが、私は必要だと思っています。

理念の中に、僕も今回の招集の挨拶でも話しましたがけれども、協働の町づくり、その中で、やはり自助・互助・共助・公助というような、この4つの言葉があります。そのとおりだと思います。やはり自分でやることは自分でやったり、また、互いに助け合うところは互いに助けていく。地域でも、やはり支え合うところは支えていく。そして、私たちみたいな自治体も、自治体がしっかりとやらなければいけないところは自治体がやっていく。そういう中で、総合的な福祉をやっていくということがこの町の高齢者の福祉、また、地域の福祉ということにも、しっかりとした町づくりができていくのではないかなというところの中で、社会福祉協議会の中で、今、立科町は

私が会長をやっておりますけれども、しっかりと町の方針とそういう組織の方針が一体化して進めるということが必要だと思っておりますので、そういうかかわりの中で進めていきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、ただいまの町長の答弁によりますと、社会福祉協議会の会長を町長が務めるということは、大変意義のあることだと、これを継続していくというふうにお聞き取りいたしました。そのとおりでよろしいですか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今の現在の時点では、そのほうが私はいいかなというふうに考えております。

ただ、これから先、どういうふうな形をとるのかというのは、やはり皆さんの、地域の皆さんの力、また、住民の皆さんのニーズがどういうふうな形にあるのかというところで、やはりそれは行政と福祉団体の皆さんがやはり協力をしていける、タッグが組めるのであれば、私が、町長が会長をやるということに対して、私はそれに固執することはないです。しっかりとその辺を、道筋を立てた中で決めていきたいというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 社会福祉協議会は、私が今さら申し上げるまでもなく、助け合いの精神を持って、福祉活動やボランティア活動という公共的な事業に取り組む法人です。より効果的に運営できるように、町といたしましても、その関係づくりには努めていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（土屋春江君） これで、6番、村松浩喜君の一般質問を終わります。

ここで、2番、森澤文王君から発言を求められております。発言を許可します。自席で発言してください。

2番（森澤文王君） 2番、森澤です。

おわび、訂正になりますけれども、昨日の私の一般質問の中で、小学校のグラウンドの面積を1万5,332平方メートル、およそ1.5ヘクタールであると申し上げました。これは、施設の配置図、こういうのに記載されている数値を参照したもののなのですが、ここには、旧テニスコート用の用地などの面積も含まれてることで、現状のグラウンドの部分の面積だけではないということが判明いたしました。確認不足であったことをおわび申し上げます。

なお、正確な面積につきましては、現在、教育委員会に確認をお願いいたしております。

失礼いたしました。

議長（土屋春江君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 4 時51分 散会)